

令和7年度 事業概要



埼玉県男女共同参画推進センター
～ With You さいたま ～

令和7年度 埼玉県男女共同参画推進センター 事業概要

目 次

I 埼玉県男女共同参画推進センター概要

1 施設名称	3
2 愛 称	3
3 経 緯	3
4 施設（本所）の概要	4
（1）設置の趣旨	4
（2）建設（本所）の概要	4
（3）主な施設と施設の特色	4
（4）建設事業費	6
5 管理運営	6
（1）組織	6
（2）本所休館日、開館時間	6

II 令和7年度事業計画

1 重点的取組	7
2 事業の概要	7
（1）施設の貸出	7
（2）情報収集・提供	7
（3）相談	8
（4）困難な問題を抱える女性への支援	8
（5）講座・研修	8
（6）自主活動・交流支援	9
（7）調査・研究	10

令和7年度イベントカレンダー	11
----------------	----

III 令和6年度事業実績

1 施設の利用状況	12
2 情報収集・提供事業	14
（1）情報ライブラリーの運営	14
（2）インターネットによる情報発信	16
（3）広報紙の発行	16
（4）男女共同参画パネルの作成及び貸出し	16
（5）利用者懇談会	20

3 相談事業	21
(1) 相談受付状況	21
(2) 男性相談員による男性のための電話相談	22
(3) グループ相談	23
(4) デートDV防止講座	23
(5) 女性に対する暴力をなくす運動	23
(6) DV防止フォーラム	23
(7) 性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業	24
(8) 困難女性支援事業セミナー・グループ相談会	24
(9) メタバース相談事業（個別相談&交流会）	25
4 講座・研修事業	25
(1) 男女共同参画週間講演会	25
(2) 男性によるトークセッション	25
(3) ジェンダー主流化の推進	26
(4) DV防止フォーラム [再掲]	26
(5) フェスティバル講演会	26
(6) 女性リーダー応援講座	27
(7) 市町村職員研修	28
(8) 性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業 [再掲]	29
(9) 共催・連携事業	29
5 自主活動・交流支援事業	30
(1) 団体登録制度と活動支援	30
(2) 活動発表コーナーの利用	31
(3) サポートスタッフ	32
(4) ワークショップ開催事業	32
(5) 女性リーダー育成講座修了生オンライン交流会	32
(6) さいがい・つながりカフェの実施（共催）	33
(7) 講師の派遣（県政出前講座）	33
(8) 女性団体への活動拠点提供事業	35
6 調査・研究事業	36
7 その他	36
令和6年度イベントカレンダー	37
例規集	38
埼玉県男女共同参画推進センター条例	39
埼玉県男女共同参画推進センター管理規則	44
埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領	47
埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱	48
「男女共同参画パネル」等の貸出要領	50
男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領	52
埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領	54
埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領	55

I 埼玉県男女共同参画推進センター概要

1 施設名称 埼玉県男女共同参画推進センター

2 愛称 With You さいたま

3 経緯

平成 8 年度 「女性の支援策検討委員会」を設置し、「女性のための支援策検討委員会報告書～埼玉県の女性センターのあり方について～」として提言を受けた。
「埼玉県長期ビジョン」に女性センターの整備が明記された。

平成 9 年度 「埼玉県女性センター（仮称）基本構想検討委員会」を設置し、その検討を踏まえて、平成 10 年 3 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本構想」を策定した。
「埼玉県新 5 か年計画」に、女性センターの設置を重点施策として位置付けた。

平成 10 年度 7 月にさいたま新都心に建設される公立学校共済組合宿泊施設に併設を決定した。
「埼玉県女性センター（仮称）基本計画検討委員会」を設置し、平成 11 年 3 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本計画検討委員会報告書」として提言を受けた。

平成 11 年度 9 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本計画」を策定した。
「埼玉県女性センター（仮称）施設検討委員会」を設置し、施設内容について検討した。
「埼玉県女性センター（仮称）情報システム検討委員会」を設置し、情報システムの内容について検討した。
平成 12 年 3 月制定の埼玉県男女共同参画推進条例第 11 条において、女性センターを「男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設」として位置付けた。

平成 12 年度 7 月に建設工事に着手した。
公募委員を主体とした「埼玉県女性センター（仮称）事業検討委員会」を設置し、利用者の立場に立った事業について検討した。
愛称を公募し、9 月に「With You さいたま」と決定した。

平成 13 年度 開設準備業務を財団法人埼玉県県民活動総合センターに委託し、女性センター開設準備室を設置した。
12 月定例県議会で「埼玉県男女共同参画推進センター条例」が制定され、施設の名称を「埼玉県男女共同参画推進センター」とした。

平成 14 年度 4 月 1 日埼玉県と財団法人いきいき埼玉との間で、埼玉県男女共同参画推進センターの管理運営委託契約を締結した。
4 月 21 日オープン。

平成 17 年度 4 月 1 日、センターの管理運営が県の直営となった。

- 平成 20 年度 女性キャリアセンターを開設した。
- 平成 22 年度 就業支援課女性就業相談担当（女性キャリアセンター）を組織統合し、女性のチャレンジ支援と就業支援の一体的推進を図ることとした。
- 平成 23 年度 就業支援課所管の中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉が男女共同参画推進センター内に入居した。
- 平成 24 年度 女性のチャレンジ支援に係る事務の一部及び女性の就業相談に係る事務（女性キャリアセンター）を新設の産業労働部ウーマノミクス課に移管し、男女共同参画推進センターの女性チャレンジ・女性就業相談担当は、ウーマノミクス課の職員が兼務することとなった。
8 月 1 日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を付加した。
- 平成 25 年度 就業支援課所管の中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉が男女共同参画推進センターから転出した。（就業支援課が開設した、ハローワーク浦和・就業支援サテライト（武蔵浦和）へ移転）
- 令和 2 年度 女性のチャレンジ支援に係る事務の一部を産業労働部ウーマノミクス課より移管した。
- 令和 4 年度 6 月 25 日、With You さいたま開設 20 周年イベントを開催した。
- 令和 6 年度 4 月 1 日、埼玉県婦人相談センターと統合し、埼玉県男女共同参画推進センターを本所、旧埼玉県婦人相談センターを支所とした。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援センター、女性自立支援施設の機能を付加した。

【支所（旧埼玉県婦人相談センター）の沿革】

- 昭和 32 年度 埼玉県婦人相談所を設置した。
- 昭和 61 年度 埼玉県婦人相談センターを設置した。
- 平成 14 年度 配偶者暴力相談支援センターの機能を付加した。
- 令和 6 年度 埼玉県男女共同参画推進センターと統合し、同センター支所となった。

4 施設（本所）の概要

（1）設置の趣旨

男女共同参画社会づくりの総合的な拠点施設として、県の男女共同参画施策を実施し、県民や市町村の男女共同参画の取組を支援する。

男女共同参画に関する①情報収集・提供、②相談、③講座・研修、④自主活動・交流支援、⑤調査・研究を実施する。

また、女性相談支援、配偶者暴力相談支援及び女性自立支援に関する業務を行う。

（2）建設（本所）の概要

公立学校共済組合埼玉宿泊所「ホテルブリランテ武蔵野」との複合施設

・鉄筋コンクリート造 地上 9 階建ての 3、4 階部分

・延床面積（専用面積） 約 3, 7 0 0 m²

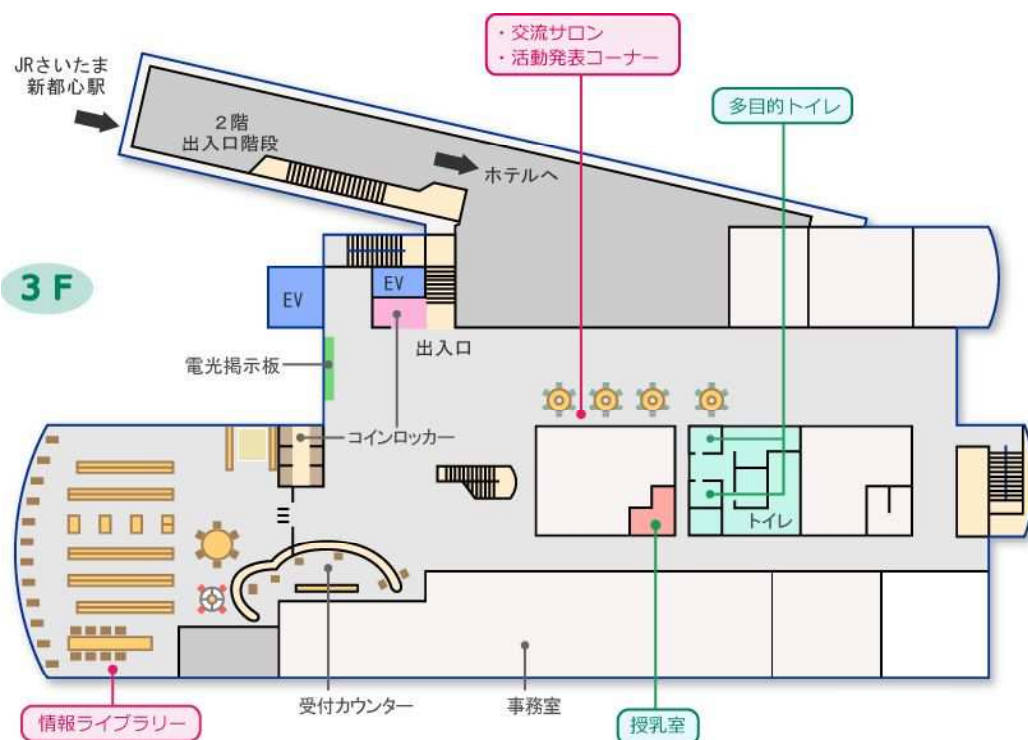
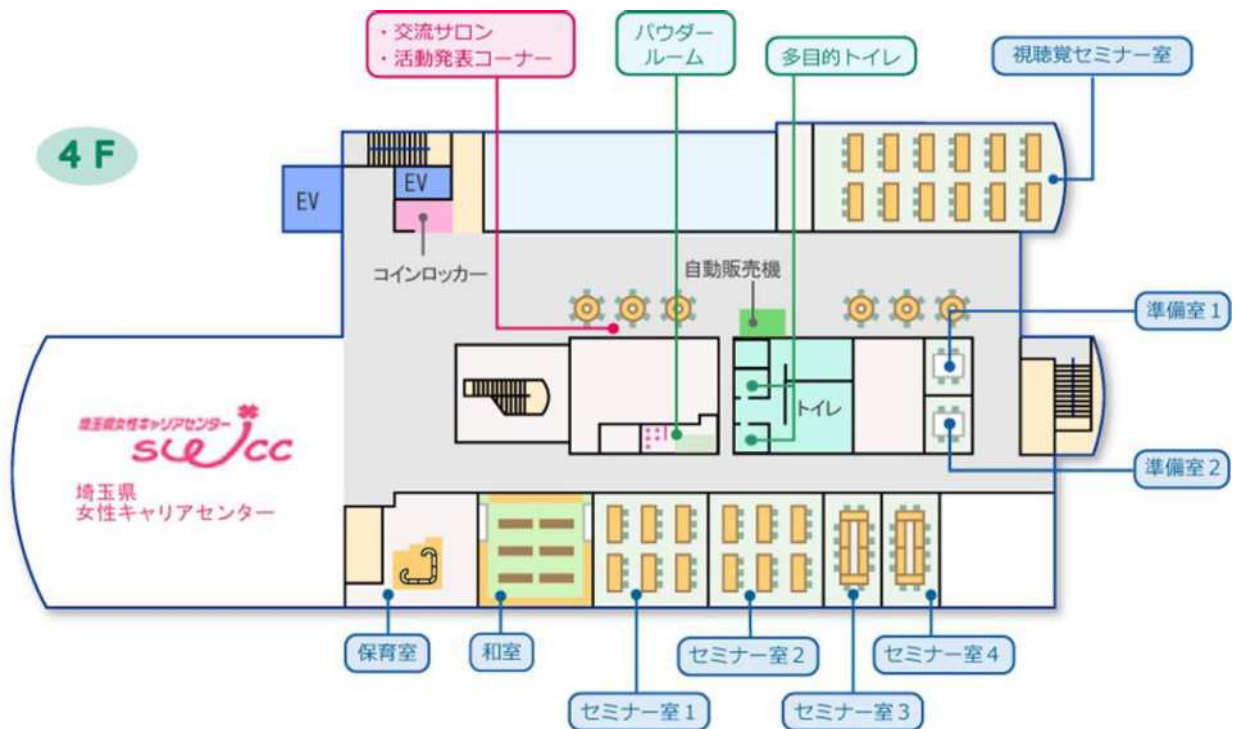
（さいたま市中央区新都心 2 番地 2 敷地面積 約 4, 0 0 0 m²）

（3）主な施設と施設の特徴

・主な施設 情報ライブラリー、セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、保育室、

・施設の特徴

- ・ 施設の特徴
 - ・ 多目的トイレの設置（各階２室）
 - １室 オストメイト対応設備、ベビーシートを設置
 - １室 簡易ベッド設置
 - ・ 授乳室の設置
 - ・ 難聴者用補聴システムの導入（視聴覚セミナー室）
 - ・ フレックスタイルのほか、セミナー室間の壁に可動壁を導入
 - ・ 県産木材の使用（和室、視聴覚セミナー室、受付カウンター）



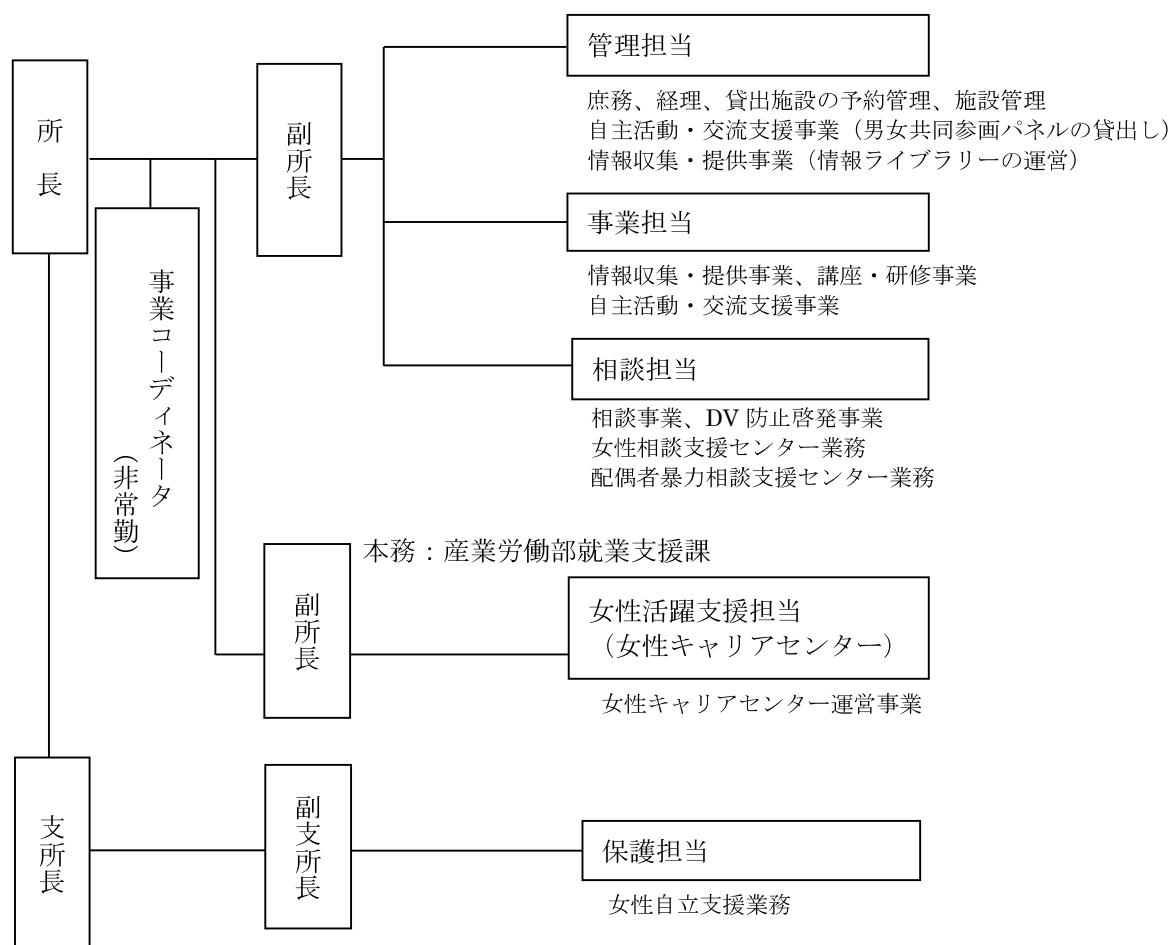
(令和7年4月現在)

(4) 建設事業費（継続費：平成11～13年度）

建設費負担金	24億6,800万円
情報システム整備費	1億4,700万円
備品購入費	7,400万円
継続費総額	26億8,900万円

5 管理運営

(1) 組織



(2) 本所休館日、開館時間

- ・ 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）及び施設点検日（毎月第3木曜日）
※その他臨時休館日あり
- ・ 開館時間 月曜日～土曜日 9：30～21：00
日曜日及び祝日 9：30～17：30

Ⅱ 令和7年度事業計画

1 重点的取組

(1) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らせるための取組を実施する。

ア 女性の意思が尊重されながら適切な支援が提供されるような相談支援体制の充実

イ 困難な問題を抱える女性を相談や支援に繋げるためのきっかけづくりや居場所の提供

【主な取組】

○地域における相談会

○メタバース空間における個別相談や交流会

ウ 自立支援やアフターケアの実施

(2) 県内における「ジェンダー主流化」の推進

埼玉県全体における男女間格差の解消を目指し、企業や市町村等に対してジェンダー主流化の理解促進を図る取組を実施する。

ア 経済団体等と連携し、セミナーを開催

【主な取組】

○企業・団体向けセミナー

○市町村向けセミナー

イ 広報紙等による理解促進

(3) その他

ア 固定的役割分担意識解消やこれからの男性の生き方、ダイバーシティ社会の実現等について、男性によるトークセッション形式で考える取組を実施

特に、男性や若者への啓発に注力

【主な取組】

○ダイバーシティ講演会（男性によるトークセッション）

イ 地域で実践的な活動を行う女性人材の育成や活動支援

【主な取組】

○女性リーダー応援講座

2 事業の概要

(1) 施設の貸出

施設の貸出を通して男女共同参画に取り組む団体の活動を支援するとともに、広く県民や企業等の人材育成の場としての活用を促す。

(2) 情報収集・提供

男女共同参画社会づくりに関する図書や資料（埼玉県をはじめ、国連、国、他都道府県、県内市町村、団体・グループ等）を収集し提供する。

ア 情報ライブラリーの運営

男女共同参画社会実現に資する図書や資料等の収集と提供、県・市町村・活動団体等の関連資料及び社会の現状や時流を反映した資料等の収集と提供、センターで実施する各種事業との連携を図り、関連情報の発信を行う。

イ インターネットによる情報発信の充実

センターホームページやSNS（Facebook）、動画配信を活用して、県内在住・在勤・在学の方々、市町村、関連施設や関係団体に対し、施設利用に関する情報、センターの

事業案内、講座や研修、男女共同参画社会実現に資する情報など様々な情報を発信していく。

ウ 広報・意識啓発

- ① 男女共同参画推進のための情報、トピックス、センターのPR、講座・催し物、相談事業の啓発などを目的に広報紙等を発行する。
 - 広報紙「With You さいたま」を年3回発行
 - 埼玉県内相談窓口ガイド
- ② 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する啓発活動を実施する
 - 男女共同参画パネルの展示
 - パープルリボンキャンペーン、パープル・ライトアップの実施

エ 男女共同参画パネルの貸出し

男女共同参画社会づくりに向けた啓発の一環として、イラストや図表で解説したパネルを館内に掲示するとともに、県内市町村、団体等へ貸出しを行う。

(3) 相談

男女共同参画の推進に資するため、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるとともに、女性相談支援センター機能及び配偶者暴力相談支援センター機能を担う。

ア 電話相談

イ 専門相談

(法律相談・カウンセリング・男性のための電話相談)

ウ インターネット相談

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

ア 困難な問題を抱える女性への相談支援事業

困難や不安、孤立した状況の解消に資する情報を提供するセミナーを実施するとともに、悩みや不安を共有し、語り合う機会・場を提供するグループ相談会を開催

イ メタバース相談事業

生きづらさや孤立、孤独感などの悩みや不安を抱える女性が少しでも気軽に悩みを打ち明けられるよう、県が運営する「バーチャル埼玉」で、アバターとなって参加する「個別相談」及び「交流会」を実施する。

① 個別相談

一人では解決できないような悩みや不安を軽減、解消するために、公的支援の様々な情報を提供する。

② 交流会

同じような悩みを抱えた女性同士で語り合い、不安や孤立を解消し、「心の孤立を防ぐ居場所」になるよう実施する。

ウ 困難な問題を抱える女性の自立支援の実施

エ 関係機関との連携・人材育成

(5) 講座・研修

固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向け、講演・講座、研修等を開催する。

ア センター主催講演・講座

広く県民を対象に男女共同参画社会の実現に向けた講演・講座を開催

○各種講演会(6月、7月、8月、2月)

○女性リーダー応援講座

主催講座 全6回

共催講座(坂戸市) 1回(2日間)

- イ 他機関との共催
 - 近隣施設との共催（連携）
 - 大学や各種団体等との共催（連携）

- ウ 市町村職員研修
 - 市町村の男女共同参画担当職員を対象として実施（初任者・課題別・地域別）
 - 市町村等の女性支援・DV被害者支援担当職員を対象として実施（基礎・実務・応用・専門）

（６）自主活動・交流支援

ア 団体登録制度と活動支援

自主的な活動を行う団体やグループに対する各種情報の提供など、これらの団体等が主体的に活動するための様々な支援を行うために、登録制度を設けている。

〔登録団体への活動支援〕

- ① 情報提供
- ② 貸出施設の優先予約
- ③ 団体・グループ情報のホームページへの掲載
- ④ グループロッカーの貸出し

イ サポートスタッフの活用

男女共同参画社会の実現に必要な社会参加や地域活動への経験が得られるよう、イベント等の運営補助、情報ライブラリー通信への寄稿等を行うボランティアとして、サポートスタッフ制度を設けている。

ウ 女性団体への活動拠点提供事業

県内各地の女性団体のネットワークの核となることが期待される女性団体に、男女共同参画推進センターの１室を活動拠点として提供し、当センターと事業連携を行いながら、事業拡大を支援する。

エ With You さいたまフェスティバルの開催

男女共同参画の視点を持って県内で活動する団体・グループが日頃の活動成果を発表する機会を提供し、団体間の連携と交流を促進する。（２月）

オ 女性リーダー応援講座等修了生オンラインカフェの実施

女性リーダー育成講座や女性リーダー応援講座等の修了者を対象に毎月第３月曜日 19 時 30 分から 20 時 30 分に、オンラインでテーマに応じた意見交換を行い交流を促進する。

カ さいがい・つながりカフェの実施（共催）

「さがい・つながりカフェ実行委員会」とともに、東日本大震災被災者（埼玉県内への避難者）の交流会を毎月２回実施する。（平成 23 年 9 月から継続開催）

キ 講師の派遣（県政出前講座）

男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を図るため、県内市町村等からの要請に応じ、男女共同参画専門員や相談員等を研修・講座等の講師として派遣する。

- （ア）男女共同参画基礎講座～あらゆる場面にジェンダーの視点を～
- （イ）災害・防災と男女共同参画
- （ウ）知っていますか？デートDV

(7) 調査・研究

男女共同参画を推進するための調査・研究を必要に応じて適宜実施する。

令和7年度 With You さいたま イベントカレンダー

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
情報収集・提供事業					広報紙7月号発行 「With You さいたまvol.77」				広報紙11月号発行 「With You さいたまvol.78」				広報紙3月号発行 「With You さいたまvol.79」	
		○情報ライブラリーの運営 ○企画展示 ○パネル貸出			情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.64」7月発行			情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.65」10月発行			情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.66」1月発行			
男女共同参画推進センター事業	相談事業	○各市町村女性支援・DV被害者支援ネットワーク会議 年間を通し、出席依頼があった場合に対応(年7～8回を想定) ○講師派遣 年間を通し、出席依頼があった場合に対応(年4～5回を想定)	グループ相談会		グループ相談会 埼玉弁護士会共催 7/11(金) 女性支援・配偶者暴力 相談支援センター連絡 会議①	性暴力防止セミナー オンライン配信 8/1(金)～8/31(日) 埼玉弁護士会との 意見交換会	女性相談支援員 連絡会議①		DV防止フォーラム 11/20(木)		女性支援・配偶者暴力 相談支援センター連絡 会議②	グループ相談会 中止の場合あり 女性相談支援員 連絡会議②		
		○相談事業 (電話、面接、インターネット)												
		○男性のための電話相談 毎月第1、3日曜日 ○カウンセリング 原則毎月第4日曜日 ○女性のための法律相談 毎月第2木曜日、第4火曜日			○デートDV防止講座 7月～12月の間 高校 5校 大学等1校									
講座・研修事業	主催事業	市町村担当職員初任者 研修 4/25(金)		女性リーダー応援講座① 6/28(土)	女性リーダー応援講座② 7/12(土) 女性リーダー応援講座③ 7/26(土)	ダイバーシティ講演会 8/31(日) 女性リーダー応援講座④ 8/31(日)		ジェンダー主流化市町村 向けセミナー 10/31(金) 女性リーダー応援講座 (坂戸市共催)① 10/26(日)	ジェンダー主流化 企業・団体向けセミナー 11/6(木) 女性リーダー応援講座⑤ 11/20(日) 女性リーダー応援講座 (坂戸市共催)② 11/29(土)	女性リーダー応援講座⑥ 12/13(土)		With You さいたま フェスティバル講演会 2/8(日)		
		女性支援・DV被害者 支援担当者基礎研修①	女性支援・DV被害者 支援担当者基礎研修②③	女性支援・DV被害者 支援担当者実務研修①②		市町村地域研修	女性支援・DV被害者 支援担当者応用研修		女性支援・DV被害者支援地区別専門研修					
	共催事業							目白大学・同短期大学部との共催事業(地域連携・研究推進センター)						
									埼玉大学との共催事業(ダイバーシティ推進センター)					
									小児医療センター共催講座					
交流支援事業	自主活動・			サポートスタッフ会議 6/6(金)								With You さいたま フェスティバル 2/7(土)・2/8(日)	女性リーダー応援講座 修了生リアル交流会 3/8(日)	
女性リーダー応援講座修了生オンライン交流会(毎月第3日曜日)														

Ⅲ 令和6年度事業実績

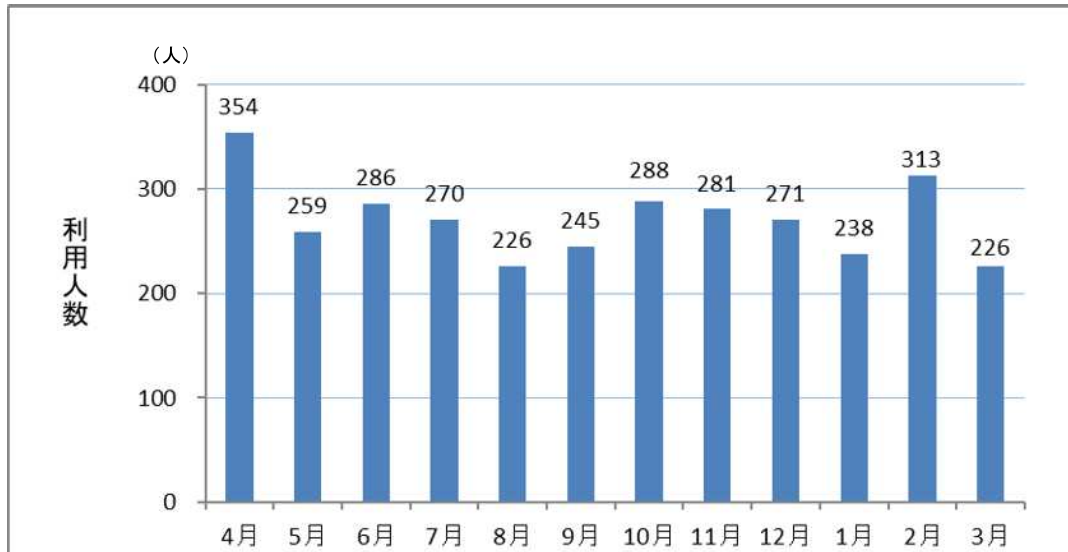
1 施設の利用状況

(1) 月別施設別延べ利用者数

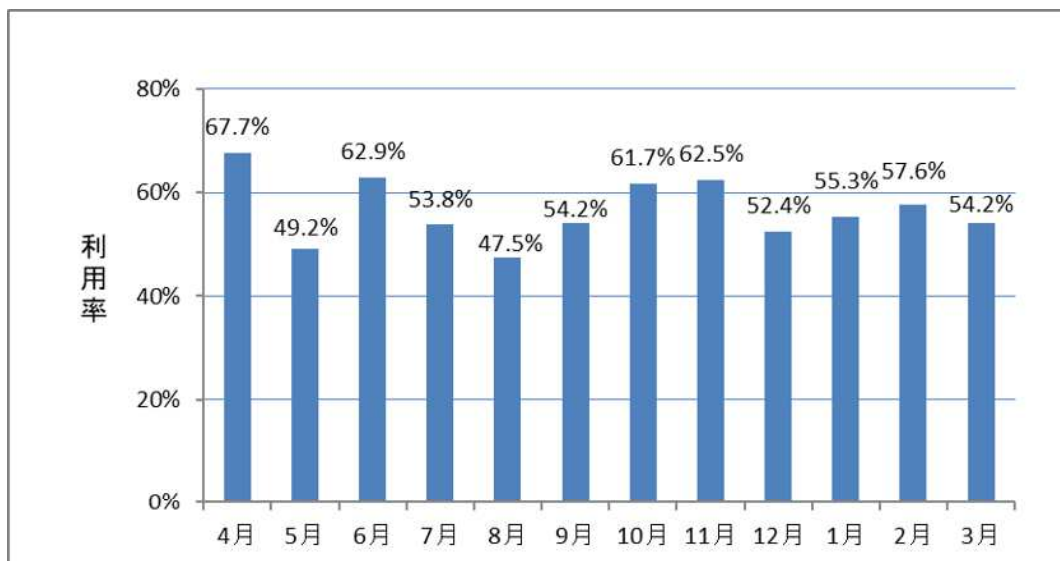
区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
貸出施設	セミナー室1	1,202	642	766	853	441	428
	セミナー室2	1,130	541	671	790	428	501
	セミナー室3	554	467	483	498	319	281
	セミナー室4	442	414	347	350	377	329
	視聴覚セミナー室	2,069	653	891	462	353	531
	和室	183	98	98	96	120	241
	準備室	137	80	80	75	68	101
	小 計	5,717	2,895	3,336	3,124	2,106	2,412
情報ライブラリー(入室者数)		1,225	1,643	1,737	1,696	1,569	1,387
(開放端末利用者数)		(36)	(63)	(39)	(33)	(43)	(21)
フリースペース等利用者数		2,959	2,820	2,812	2,888	2,796	2,468
保育室利用者		2	0	6	2	3	7
セミナー室5利用者(女性キャリアセンター除く)		0	10	0	0	7	6
相談(面接、専門)		8	13	9	11	7	4
フェスティバル(2月)							
女性就業相談担当来所者		345	393	383	392	301	319
合 計		10,256	7,774	8,283	8,113	6,789	6,603

区 分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
貸出施設	セミナー室1	1,007	1,001	720	594	767	742	9,163
	セミナー室2	779	796	798	380	670	479	7,963
	セミナー室3	592	488	349	332	426	393	5,182
	セミナー室4	532	469	604	317	354	364	4,899
	視聴覚セミナー室	263	338	276	366	562	536	7,300
	和室	192	288	228	106	131	99	1,880
	準備室	72	82	50	42	39	64	890
	小 計	3,437	3,462	3,025	2,137	2,949	2,677	37,277
情報ライブラリー (入室者数)		1,923	1,620	1,394	1,489	1,631	992	18,306
(開放端末利用者数)		(22)	(24)	(13)	(18)	0	0	(312)
フリースペース等利用者数		2,917	2,739	2,613	2,539	2,613	2,832	32,996
保育室利用者		10	24	3	1	15	4	77
セミナー室5利用者(女性キャリアセンター除く)		0	0	0	0	0	10	33
相談(面接、専門)		8	8	3	3	7	4	85
フェスティバル(2月)						962	0	962
女性就業相談担当来所者		355	284	277	252	274	268	3,843
合 計		8,650	8,137	7,315	6,421	8,451	6,787	93,579

(2) 1日当たり延べ利用者数（令和7年3月末）



(3) 貸出施設の月別利用率（令和7年3月末）



(4) 貸出施設別利用率 (令和7年3月末)

施設名	利用率
セミナー室1	76.3%
セミナー室2	66.0%
セミナー室3	81.4%
セミナー室4	80.2%
視聴覚セミナー室	43.6%
和室	33.4%
準備室1	38.1%
準備室2	35.2%
平均利用率	56.6%

2 情報収集・提供事業

(1) 情報ライブラリーの運営

ア 男女共同参画社会実現に資する図書資料等の収集と提供

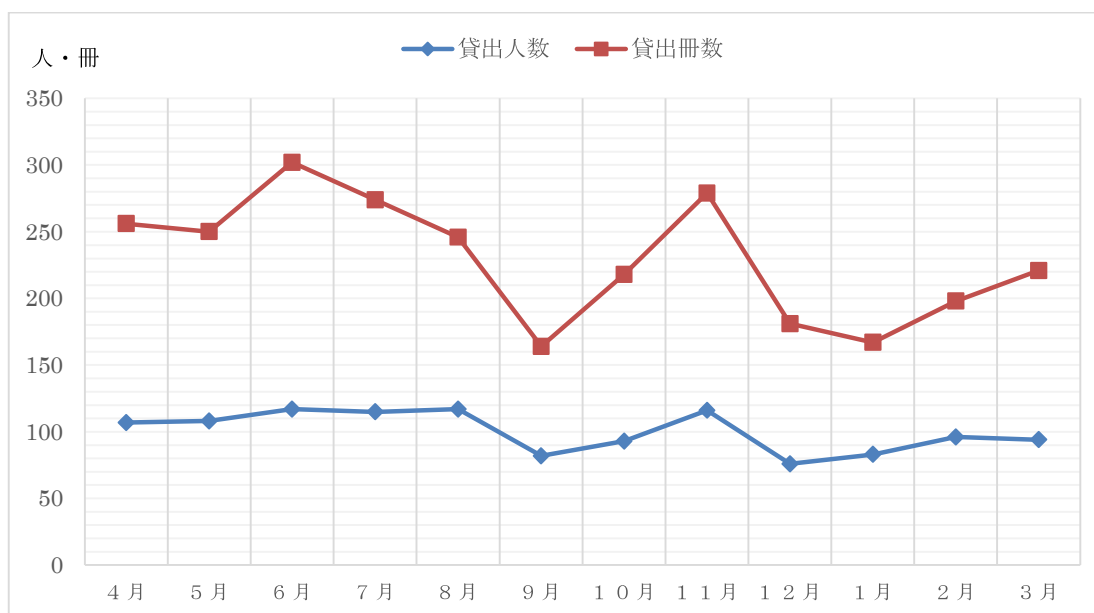
イ 県、市町村、活動団体等の関連資料の収集と提供

ウ 社会の現状や時流を反映した資料等の収集と提供

(ア) 利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数	107	108	117	115	117	82	93	116	76	83	96	94	1,204
貸出冊数	256	250	302	274	246	164	218	279	181	167	198	221	2,756

一人当たりの貸出冊数 2.2 冊



(イ) 新規登録者 142 人 (令和 7 年 3 月末)

(ウ) インターネット (ネットワーク検索コーナー) 利用者数
延べ 312 名 (令和 7 年 3 月末)

(エ) 図書等の所蔵内訳 (令和 7 年 3 月末)

分 類		冊 数	割合
総 記 (0 類)		584	1.9%
哲 学 (1 類)		1,655	5.5%
歴 史 (2 類)		1,897	6.3%
社会科学 (3 類)	社会 (360)	10,808	36.1%
	その他	4,638	15.5%
自然科学 (4 類)		2,055	6.9%
技 術 (5 類)		1,105	3.7%
産 業 (6 類)		302	1.0%
芸 術 (7 類)		2,034	6.8%
言 語 (8 類)		214	0.7%
文 学 (9 類)		4,320	14.4%
行政資料 (G 類)		366	1.2%
合 計		29,978	100%

※上記のうち、視聴覚資料 (VHS, DVD) が 123 点。

※分類には日本十進・分類法 (第 9 版) を使用

※行政資料には独自の分類を使用

エ センターで実施する各種事業との連携と関連情報の発信

(ア) 企画展示の実施

主催事業にあわせ、関連する資料を蔵書から選んで展示した。

4 月－5 月	新着図書展示
5 月－7 月	男女共同参画週間 関連図書
6 月	時代の先駆者たち 関連図書
7 月	スポーツとジェンダー 関連図書
8 月	女性リーダー応援講座 関連図書
9 月－10 月	男性によるトークセッション 男女共同参画の視点で考える防災 関連図書
11 月	女性に対する暴力をなくす運動 DV 防止フォーラム 関連図書
12 月	多様な性知っていますか？ 関連図書
12 月－2 月	第 23 回 With You さいたまフェスティバル講演会 関連図書
2 月－3 月	国際女性デー 関連図書

(イ) 情報ライブラリー通信「Bookmark」の発行

新着図書や講演会等関連図書を広く紹介するため、職員及びサポートスタッフによるブックレビューをホームページに掲載した。

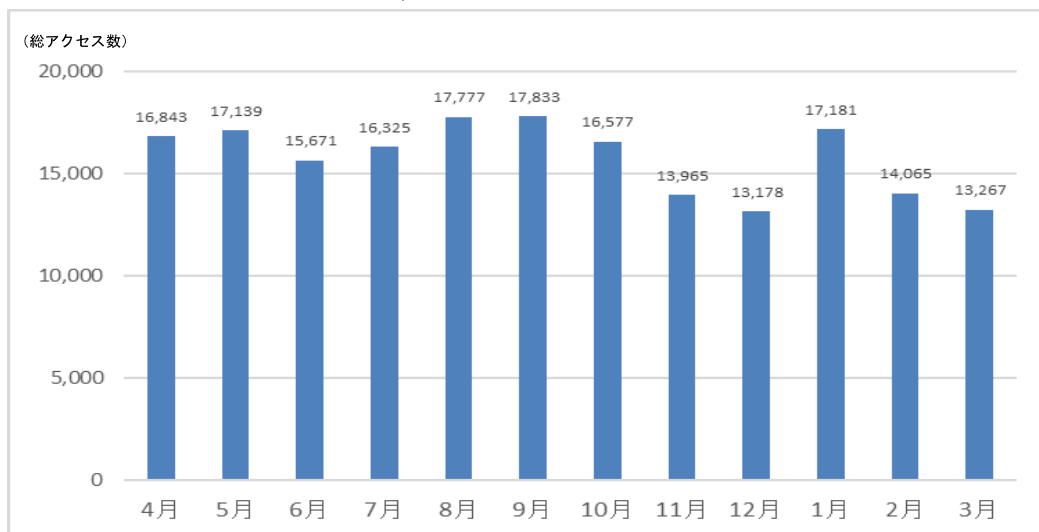
発行月 6月、9月、12月、3月

(2) インターネットによる情報発信

ホームページで施設利用に関する情報やセンターの事業案内、男女共同参画社会実現に資する情報などを提供した。また、令和2年11月1日からはSNS (Facebook) を開設し、情報発信を充実させた。

◎令和6年度ホームページアクセス数

年間アクセス件数 189,821件



(3) 広報紙の発行

男女共同参画推進のための情報、トピックス、センターのPR、講座・催し物等の事業案内などを掲載した広報紙「With You さいたま」を発行した。

ア 仕様、発行月 A4判6ページ、4色刷り 7月、11月及び3月

イ 発行部数 5,000部

ウ 配布先 県及び県関係機関、市町村、国、都道府県、登録団体、サポートスタッフなど約1,200か所

エ 特集テーマ

- ・令和6年 7月(vol.74)「ジェンダー主流化ってなんですか？」
- ・令和6年11月(vol.75)「『男らしさ』と男尊女卑依存症社会」
- ・令和7年 3月(vol.76)「『メディアとジェンダー』ルッキズムを考える」

(4) 男女共同参画パネルの作成及び貸出し

男女共同参画社会づくりに向けた啓発の一環として、イラストで分かりやすく解説した24種類のパネルを主催事業に合わせて館内に掲示するとともに、県内市町村や団体へ貸出しを行った。

ア パネル一覧

	パネル名	内 容	サイズ	枚数
1	男女共同参画パネル	「埼玉県男女共同参画基本計画」を中心に埼玉県の現状と課題、「埼玉県男女共同参画推進条例」の基本理念や男女共同参画社会の目指すもの等をイラストやグラフを使って紹介。	A2判	11
2	ドメスティック・バイオレンス（DV）	DVとはどういうことか、どのような問題があるのか等についてイラストやグラフを使って説明。（令和5年度作成）	A2判	10
3	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法の前文から第20条までをイラストで逐条解説。	A2判	22
4	埼玉県男女共同参画推進条例	平成12年3月24日、全国に先駆けて公布された、埼玉県男女共同参画推進条例を、イラストを使って説明	A2判	17
5	お母さんが語る「女子差別撤廃条約」	女子差別撤廃条約の前文から第16条までをイラストを使って説明。	B2判 A3判	18
6	男女共同参画の視点から考える表現ガイド	平成30年3月に埼玉県男女共同参画課が作成した「男女共同参画社会の視点から考える表現ガイド～よりよい表現をめざして～」をパネル化したもの。条例や趣旨、目的を紹介。	A2判	14
7	統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま	現在の「仕事」と「生活」に関する、全国や埼玉県と特徴をグラフやイラストを使ってまとめたもの。（令和5年度更新）	A2判	16
8	日本女性はどのように生きてきた？	古代以前から、平成までの女性の歴史を、イラストを使ってまとめたもの。「ジェンダーから見た日本の歴史」（明石書店）をもとにしている。	A2判	15
9	障害と女性	障害を持った女性は「障害がある」「女性である」ことにより複合的な困難を抱え、差別を受けることがある。彼女たちの声を聞き、これからの男女共同参画社会のビジョンを考えたもの。	A2判	8
10	つ・ぶ・や・き	何気ないつぶやきの中に自分の本当の気持ちが隠れていたりするものである。日常生活での様々な「つ・ぶ・や・き」を取り上げたもの。	A2判	8
11	災害と男女共同参画	災害時には多くの女性が困難な状況に置かれる。被災から復興のスタートまでに浮き彫りになった、男女共同参画の課題とこれから目指す社会を考察したもの。	A2判	10
12	南極 DAYS -日本人初の女性越冬体験記-	南極では、日本と変わらない生活を送るために花見をしたり、バーカウンターを置くなど多くの工夫をしている。東野陽子さんへの取材と実際に南極で撮影された写真で知られざる南極の生活を紹介。	A2判	12
13	知っていますか？デートDV	平成24年11月に埼玉県男女共同参画推進課が作成した「知っていますか？デートDVー素敵な関係を作る大事な約束ー」をパネル化したもの。デートDVとは何か？を若者向けにマンガを使い説明。	A2判	9

14	男性を取り巻く環境	男女共同参画について男性視点から捉えたパネル。男性を取り巻く環境を、アンケートや男性に係る統計から考察し、男女共同参画社会の実現へ向けた、男性の意識改革を呼びかけている。	A2 判	13
15	荻野吟子の生涯	熊谷市教育委員会が作成し、平成25年6月に公開したものを、With You さいたまが許可を得て再編集したパネル。埼玉県出身で日本公認の女性医師第1号である荻野吟子の生涯を説明。	A2 判	17
16	デートDV防止啓発ポスター	埼玉県と十文字学園女子大学が連携し作成したパネル。交際する相手との間でおこる、ドメスティック・バイオレンス（デートDV）について、若者視点で注意を呼びかけている。	A2 判	6
17	スポーツと女性	近年女性アスリートの活躍は目を見張るものがある。一方で女性ならではの課題も見えてきた。女性がスポーツ分野でより活躍するためには何が必要であるか、オリンピックをキーワードに考えてみようと呼びかけている。	A2 判	11
18	”わたしの”防災対策	災害時には自然現象の規模とともに、受け止める私たちの社会の在り方が被害の大きさを変えていく。大切な命を守り、被害を少しでも減らすために、日頃からできることについて紹介している。	A2 判	11
19	考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方	男女が共に仕事と家庭等の両立ができる暮らしやすい社会の実現のために、仕事生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の視点から、これからの働き方・暮らし方についての意識改革を呼びかけている。	A2 判	10
20	わたしたちの声をもっと社会へ	女性が参政権を獲得してから70年を経た現在、働き方・子育て・介護・防災など、日々の暮らしは政治に直結しているにもかかわらず、政治分野での男女の差は大きなままである。多様な声を社会に届けるために、ひとりひとりができることを考えてみようと呼びかけている。	A2 判	11
21	Women 現代の吟子たちに聞く	荻野吟子は多くの困難を乗り越え、日本で最初の公認女性医師になった人物。埼玉県では、荻野吟子の不屈の精神を今に伝える先駆的な活動などを通じて、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体等に「埼玉県荻野吟子賞」を贈っている。同賞を受賞された方へのインタビューを通し自分らしく生きるためのヒントや様々な苦労や壁にぶつかの中でどのように乗り越えたか等を紹介している。（令和6年度更新）	A2 判	20
22	セクシュアルハラスメントのない社会へ	セクシュアルハラスメント等あらゆるハラスメント（いやがらせ）は、個人としての尊厳を傷つける重大な人権侵害である。互いを認め合い、ハラスメントがない社会をつくるために、ひとりひとりが出来ることは何かを考えてみようと呼びかけている。	A2 判	13

23	わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない	性犯罪・性暴力は、人としての尊厳や人権を傷つける重大な犯罪である。にもかかわらず、社会にある誤解や偏見によって被害者の落ち度が問われることがあり、被害者を一層苦しめる。パネルでは、一人ひとりが、性暴力とは何かを知り、”性を傷つけることは、暴力であり犯罪である”という認識を根付かせようと呼びかけている。(令和5年度更新)	A2判	13
24	多様な性 知っていますか？	わたしたちは、一人ひとり異なる自分らしさを持っている。その一つが「性」であり、性はグラデーションのように多様である。多様な性を知り、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるためにできることは何か考えてみようと呼びかけている。	A2判	11

サイズ A2判(60.5cm×43cm)
A3判(30.5cm×42.7cm)
B2判(52.5cm×73.5cm)

イ 貸出実績(PDFデータ貸出含む) 延べ1,433日間 91団体

種類	合計貸出期間	利用者数
男女共同参画パネル	88日間	4団体
ドメスティック・バイオレンス	156日間	9団体
男女共同参画社会基本法	0日間	0団体
埼玉県男女共同参画推進条例	0日間	0団体
お母さんが語る「女子差別撤廃条約」	0日間	0団体
男女共同参画の視点から考える表現ガイド	13日間	1団体
統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま	149日間	4団体
日本の女性はどう生きてきた？	10日間	1団体
障害と女性	91日間	2団体
つ・ぶ・や・き	5日間	1団体
災害と男女共同参画	110日間	7団体
南極DAYS	0日間	0団体
知っていますか？デートDV	116日間	9団体
男性を取り巻く環境	82日間	6団体
荻野吟子の生涯	28日間	2団体
デートDV防止啓発ポスター	10日間	1団体
スポーツと女性	49日間	4団体
“わたし”の防災対策	171日間	18団体
考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方	30日間	3団体
わたしたちの声をもっと社会へ	80日間	1団体
Women 現代の吟子たちに聞く	54日間	4団体
セクシュアルハラスメントのない社会へ	50日間	3団体
わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない	94日間	6団体
多様な性 知っていますか？	47日間	5団体

(5) 利用者懇談会

センターの事業運営や施設について、利用者の立場からの意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効利用を図るため、利用者懇談会を開催した。

ア 委員名簿

氏 名	所属団体等
青柳 智江	With You さいたま サポートスタッフ
新井 純子	合同会社のら 代表社員
佐藤 志穂	坂戸市勤労女性センター 所長
○田村 佳代子	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟 連盟長
根岸 啓之	羽生市人権推進課 課長
◎藤田 佳代子	目白大学看護学部看護学科 准教授（令和6年7月まで）
古堂 達也	にじーず埼玉 代表
渡部 まゆみ	さいがい・つながりカフェ 代表者
渡辺 美穂	独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室長

◎委員長 ○副委員長

（敬称略 五十音順）

イ 会議開催日時

（第1回）令和6年9月5日（木）

（第2回）令和7年3月13日（木）

会議の概要は、センターホームページで公表した。

3 相談事業

(1) 相談受付状況（令和7年 3月31日現在）

ア 相談種類及び相談内容別受付状況

	生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	D V	仕事	暮らし	その他	計	うち性的マイノリティに関する相談※2
電話相談	603	1,933	549	863	1,693	1,183	1,656	353	427	1,190	10,450	20
面接相談	2	1	0	0	5	0	17	2	2	1	30	0
専門相談※1	22	22	38	79	22	12	51	19	2	20	287	0
インターネット相談	0	2	0	40	16	7	49	0	3	3	120	0
グループ相談	0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	72	0
メタバース個別相談	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	4	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
合 計	627	1,958	587	982	1,739	1,203	1,845	374	434	1,215	10,964	20

※1 法律相談・カウンセリング・男性相談。

※2 性的マイノリティに関する相談は、H28.8から統計を開始した。

イ 年代別・相談内容別受付状況

下段は、男性からの相談件数(再掲)

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
生き方	1	171	70	104	136	68	46	31	627
	0	21	40	4	16	22	0	0	103
こころ	1	170	475	578	453	149	46	86	1,958
	0	8	169	6	38	24	0	3	248
からだ・性	17	58	74	159	178	31	58	12	587
	12	9	19	6	34	4	8	5	97
夫婦	0	22	172	262	257	201	40	28	982
	0	6	46	57	41	39	8	9	206
家族・親族	18	74	160	366	600	345	131	45	1,739
	4	11	26	9	42	90	9	12	203
人間関係	0	93	137	336	396	148	47	46	1,203
	0	22	20	9	10	9	3	2	75
D V	11	142	442	511	381	124	57	177	1,845
	1	14	43	54	41	7	4	6	170
仕事	1	41	68	99	104	35	7	19	374
	0	8	19	5	8	4	0	2	46
暮らし	3	48	39	139	99	47	39	20	434
	1	5	17	4	29	13	3	1	73
その他	5	52	299	171	200	80	47	361	1,215
	2	4	115	11	6	22	11	73	244
計	57	871	1,936	2,725	2,804	1,228	518	825	10,964
	20	108	514	165	265	234	46	113	1,465

ウ 相談の特徴

令和 6 年度の相談件数は 10,964 件で、前年度 8,061 件に比べて 2,903 件増加した。

相談内容を主たる相談項目ごとに分けると、最も多いのは、「こころ」に関する相談で、1,958 件（全体の 17.86%）、次いで「DV」に関する相談が 1,845 件（全体の 16.83%）、「家族・親族」に関する相談が 1,739 件（全体の 15.86%）となっている。

世代別にみる相談件数の割合では、50 歳代の方からの相談が全体の 25.57%と最も多かった。次いで 40 代が 24.85%であった。

また、男性からの相談は 1,465 件（全体の 13.36%）となり、前年度 1,158 件に比べて 307 件増加している。

（2）男性相談員による男性のための電話相談

性自認を含む男性を対象に、埼玉県公認心理師協会の協力により男性相談員による電話相談を月 2 回行った。

なお、令和 3 年度までは月 1 回実施だったところ、4 年度から月 2 回とした。令和 6 年度は 232 件の相談があった。

ア 開催日時

毎月第 1、3 日曜日 11:00～15:00

イ 相談内容

相談内容を主たる相談項目ごとに分けると、最も多いのは、「夫婦」に関する相談で、58 件（全体の 25.00%）、次いで「からだ・性」に関する相談 33 件（全体の 14.22%）、「こころ」に関する相談が 24 件（全体の 10.34%）となっている。

相談者の年代は、30 代が 59 件（全体の 25.43%）、次いで 40 代が 49 件（全体の 21.12%）となっている。

「男性のための電話相談」主訴別・年代別一覧

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代～	不明	合計
生き方	0	5	14	2	0	0	0	21
こころ	0	1	14	2	4	3	0	24
からだ・性	11	6	4	2	3	4	3	33
夫婦	0	2	3	29	10	7	7	58
家族・親族	0	0	7	1	3	5	1	17
人間関係	0	4	1	6	4	4	0	19
DV	0	2	5	4	1	3	1	16
仕事	0	7	7	2	1	1	2	20
暮らし	0	0	1	0	2	0	0	3
その他	0	1	3	1	0	7	9	21
合計	11	28	59	49	28	34	23	232

(3) グループ相談

埼玉県内の女性弁護士等専門職有志と連携し、カフェ形式のグループ相談を行った。

ア 開催日時

令和6年 5月 19日(日) 13:00～15:30

令和6年 9月 8日(日) 13:00～15:30

令和7年 1月 19日(日) 13:00～15:30

イ 内容

参加者が気軽に悩みを相談できる場として、弁護士、相談員、フェミニストカウンセラー、社会福祉士などが、参加者が抱える悩みに適切な情報を提供し、共有した。

ウ 参加人数 72人

(4) デートDV防止講座

お互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識の醸成に向け、若年者を対象に啓発を行いDVを未然に防止するため、県内の高等学校等を対象にデートDV防止講座を開催した。

ア 開催日時

7月～12月 全5校

イ 内容

高等学校等へ講師を派遣し、生徒にデートDV防止講座を実施した。講座後にデートDV防止に関する教職員と講師との意見交換を実施した。

講師：西山さつき氏、栄田千春氏(NPO法人レジリエンス)

ウ 参加人数 1,166人

(5) 女性に対する暴力をなくす運動(令和6年11月12日(火)～25日(月))

国が行う女性に対する暴力をなくす運動に関連してキャンペーン等を行った。

ア パープルリボンキャンペーン

(ア) 巡回期間

令和6年8月1日(木)～令和7年3月13日(木)

(イ) 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンをモチーフにしたタペストリーを県内34市町とWith You さいたまで巡回展示を行った。

イ パープル・ライトアップ

(ア) 開催日時

令和6年11月12日(火)～11月25日(月)

(イ) 内容

女性に対する暴力をなくす運動期間中に、パープルリボンにちなんで、館内を紫色にライトアップした。

また、隣接する小児医療センターにおいても「カリヨンの鐘」ライトアップの協力を得た。

(6) DV防止フォーラム

配偶者・パートナー等からの精神的・身体的暴力、ストーカー行為等あらゆる暴力の根絶を目指し、県民等の意識啓発を図るため、フォーラムを開催した。

ア 開催日時

令和6年11月24日(日) 13:00～16:00

イ 内容

第1部 基調講演「心理的DVとその影響」

講師 小西聖子氏(武蔵野大学 副学長/人間科学部 教授)

第2部 対談「トラウマからの回復で必要なこと」

登壇者 小西聖子氏/西山さつき氏(NPO法人レジリエンス 代表)

ウ 参加人数 会場参加 41 人
 配信動画申込者数 117 人 視聴回数 178 回

(7) 性暴力防止セミナー※さいたま市との共催事業

ア 実施日時

動画配信 令和6年8月1日(木)から令和6年8月31日(土)まで

イ 内容

講演 「性的同意について考えよう」

講師 櫻井 裕子氏(助産師、思春期保健相談士、思春期学会性教育認定講師
 看護専門学校・助産専門学校非常勤講師)

ウ 参加人数 配信動画申込者 482 人 視聴回数 549 回(さいたま市配信)

(8) 困難女性支援事業セミナー・グループ相談会

回数	開催日時	内容	参加人数
第1回	R6. 9. 23(月) 13:00~16:00 (会場: ウエスタ川越)	セミナー「わたしのからだは、わたしのもの」 講師 高橋 幸子氏(産婦人科医)	11 人
		グループ相談会 「自分を知り、自分を大好きになる ～選択肢を知り、自分でつかみとる～」	7 人
		ユースクリニック	18 人
第2回	R6. 10. 25(金) 13:00~16:00 (会場: ほっと越谷)	セミナー「わたしの怒りと暴力」 講師 NPO 法人パープルネットさいたま びーらぶインストラクター	13 人
		グループ相談会 「自分の気持ちや、体の感覚を感じる」	13 人
		ベリーダンス体験	11 人
第3回	R6. 11. 2(土) 13:00~16:00 (会場: 聖学院大学)	セミナー「わたしのからだは、わたしのもの」 講師 高橋 幸子氏(産婦人科医)	11 人
		グループ相談会 「自分を知り、自分を大好きになる ～選択肢を知り、自分でつかみとる～」	0 人
		ユースクリニック	48 人
第4回	R7. 1. 18(土) 13:00~16:00 (会場: With You さいたま)	セミナー「わたしらしく生きる」 講師 今村 美佳子氏(株式会社ブルージュ代表取締役)	12 人
		グループ相談会 「安心、安全に、わたしらしく」	11 人
第5回	R7. 2. 16(日) 13:00~16:00 (会場: With You さいたま)	セミナー「わたしのからだは、わたしのもの」 講師 高橋 幸子氏(産婦人科医)	14 人
		グループ相談会 「自分を知り、自分を大好きになる ～選択肢を知り、自分でつかみとる～」	11 人
		ユースクリニック	27 人

第 6 回	R7. 2. 23(日) 13:00～16:00 (会場: With You さいたま)	セミナー「わたしの怒りと暴力」 講師 NPO 法人パープルネットさいたま びーらぶインストラクター	14 人
		グループ相談会 「自分の気持ちや、体の感覚を感じる」	13 人
		ベリーダンス体験	13 人

(9) メタバース相談事業（個別相談&交流会）

埼玉県が運営するメタバース空間「バーチャル埼玉」を利用して、「あばたー相談（個別相談）」、「あばたー広場（交流会）」を実施した。

ア あばたー相談（個別相談）

（ア）開催日時

令和 6 年 10 月 23 日(水) 10:00～12:00

令和 6 年 12 月 18 日(水) 10:00～12:00

令和 7 年 2 月 5 日(水) 10:00～12:00

（イ）内容

ひとりでは解決できない悩みや不安が軽減、解消できるように臨床心理士が個別に相談対応する。

（ウ）参加人数 4 人

イ あばたー広場（交流会）

（ア）開催日時

令和 6 年 11 月 6 日(水) 17:00～19:00

令和 7 年 1 月 8 日(水) 17:00～19:00

令和 7 年 3 月 5 日(水) 17:00～19:00

（イ）内容

同じような悩みを抱えた女性同士で語り合い、不安や孤立を解消し、「心の孤立を防ぐ居場所」になるような交流会。

（ウ）参加人数 5 人

4 講座・研修事業

(1) 男女共同参画週間講演会

「誰もが生きやすい社会のために～ジェンダー感覚をアップデート！」

ア 開催日時

令和 6 年 6 月 30 日（日） 13:30～15:30

イ 内容

講演「誰もが生きやすい社会のために～ジェンダー感覚をアップデート！」

講師 アルテイシア氏（作家）

ウ 参加人数 231 人（会場参加者 52 人 動画配信 179 人）

(2) 男性によるトークセッション「男らしさと男尊女卑依存症社会」

ア 開催日時

令和 6 年 10 月 5 日（土） 13:30～15:30

イ 内容

講師 武田砂鉄氏（ライター）

齊藤章佳氏（西川口榎本クリニック副院長、精神保健福祉士、社会福祉士）

ウ 参加人数 622 人（会場参加者 109 人 動画配信 513 人）

(3) ジェンダー主流化の推進

・ジェンダー主流化トップセミナー

ア 開催日時

令和6年10月21日(月) 10:00~12:00

イ 内容

○挨拶 「埼玉県におけるジェンダー主流化の推進」

大野元裕知事

○講演 「ジェンダー主流化に向けた課題

～ジェンダー主流化と多様性/ダイバーシティの推進に向けて」

講師 萩原なつ子氏(独立行政法人国立女性教育館理事長)

ウ 参加人数 156人 うち動画配信 70人

・市町村長向けジェンダー主流化トップセミナー

市町村長に10/21開催のセミナーの動画を配信(令和6年11月28日)

・ジェンダー主流化実務者向けセミナー

ア 開催日時

令和6年11月28日(木) 14:00~16:30

イ 内容

講義(1)「ジェンダー主流化とは」

講師 With You さいたま事業コーディネータ

講義(2)「埼玉県の取組について」

講師 人権・男女共同参画課、災害対策課、農業支援課、公園スタジアム課職員

コメント(録画) 齋藤有希氏(独立行政法人国際協力機構(JICA) Bangladesh 事務所)

講義(3)「企業の取組について」

講師 柴野壮史氏

(白十字株式会社商品開発本部マーケティング部ヘルスケアブランディング課長)

ウ 参加人数 117人 うち動画配信 85人

(4) DV防止フォーラム [再掲]

ア 開催日時

令和6年11月24日(日) 13:00~16:00

イ 内容

第1部 基調講演「心理的DVとその影響」

講師 小西聖子氏(武蔵野大学 副学長/人間科学部 教授)

第2部 対談「トラウマからの回復で必要なこと」

登壇者 小西聖子氏/西山さつき氏(NPO 法人レジリエンス 代表)

ウ 参加人数 158人 うち動画配信 117人

(5) フェスティバル講演会

「アニメ・キャラクターのジェンダー観～これまでとこれから～」

ア 開催日時

令和7年2月2日(日) 14:00~16:00

イ 内容

講演「アニメ・キャラクターのジェンダー観～これまでとこれから～」

講師 須川亜紀子氏(横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授)

ウ 参加人数 会場参加者 105人 ※動画配信なし

(6) 女性リーダー応援講座

ア 開催日時 令和6年8月25日(日)～令和7年1月18日(土)(全6回)

イ 内容 講義や活動事例報告、グループワーク等を通して学び、最終日に成果をマイプランにまとめて発表した。

ウ 参加人数 延べ221人(会場参加者 86人 動画配信 135人)

開催日時	内容	参加者
[1] R6. 8. 25(日) 13:30～15:30	【スタートアップ公開講座】 [再掲] ○講義「今は時代の転換期、なりたい自分になるために！」 講師 大槻奈巳氏(聖心女子大学現代教養学部人間関係学科教授)	122人 (会場 22人) (動画 100人)
[2] R6. 9. 14(土) 12:30～17:00	○開講式 ○講義1「男女共同参画基礎講座-男女共同参画社会基本法成立から25年-」 講師 当センター事業コーディネータ ○講義2「埼玉県における男女共同参画の取組」 講師 県人権・男女共同参画課 職員 ○講義3「女性の政策・意思決定過程への参画」 講師 皆川満寿美氏(中央学院大学現代教養学部 准教授) ○交流 修了生の活動報告 ○課題学習 ※講義内容等を踏まえ、グループに分かれて意見交換を実施	18人 (会場 12人) (動画 6人)
[3] R6. 10. 19(土) 13:30～16:30	○講義「災害・防災と男女共同参画」 講師 当センター事業担当専門員 ○交流 修了生の活動報告 ○課題学習 ※避難所運営の課題への対応について、グループで意見交換を実施	21人 (会場 16人) (動画 5人)
[4] R6. 11. 10(日) 13:30～16:30	○講義「困難な問題を抱える女性への支援」 講師 杉田真衣氏(東京都立大学人文社会学部人間社会学科准教授) ○交流 修了生の活動報告 ○課題学習 ※講義の感想についてグループで意見交換を実施	16人 (会場 12人) (動画 4人)
[5] R6. 12. 21(土) 13:00～16:30	○講義1「NPO 運営等を楽しく学ぼう」 講師 永沢映氏(公益財団法人いきいき埼玉理事長) ○講義2「創業に当たっての支援」 講師 井上 崇氏(創業ベンチャー支援センター埼玉 創業・取引支援部創業支援グループリーダー) ○講義3「起業した女性経営者による事例発表」 講師 塚田敬子氏(合同会社つくりえ代表) ○交流 修了生のグループ活動報告 ○課題学習 ※「自分がやれること」についてグループで意見交換を実施	24人 (会場 11人) (動画 13人)

[6] R7. 1. 18(土) 12:30～ 16:30	○講義「ファシリテーションの基礎と実践」 講師 大枝奈美氏(有限会社アトリエウェイブ代表取締役 コミュニティファシリテーター) ○課題学習 ※各受講者のマイプランの発表 ○修了式	20 人 (会場 13 人) (動画 7 人)
--	--	-------------------------------

(7) 市町村職員研修

ア 初任者研修

(ア) 開催日時

令和6年4月26日(金) 10:00～16:20

(イ) 内容

- 講義(1)「男女共同参画を進めるための基礎知識」
講師 With You さいたま事業コーディネータ
- 講義(2)「アンコンシャスバイアスについて」
講師 With You さいたま事業コーディネータ
- 講義(3)「ジェンダー主流化について」
講師 埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課職員
- 講義(4)「性の多様性について」
講師 埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課職員
- グループワーク
進行 With You さいたま事業コーディネータ
- 地域研修について
事例発表 羽生市総務部地域振興課地域振興係 小野田氏
- With You さいたまの紹介
講師 With You さいたま男女共同参画職員・専門員
- 館内ツアー(希望者のみ)

(ウ) 参加人数 会場参加者 41 人 ※動画配信なし

イ 課題別研修(各種講演会を位置付け)

開催日時	内容	市町村職員参加人数
R6. 6. 30(日)	男女共同参画週間講演会	15 人 うち動画視聴 15 人
R6. 10. 5(土)	男性によるトークセッション	16 人 うち動画視聴 16 人
R6. 11. 24(日)	D V 防止フォーラム	9 人 うち動画視聴 7 人
R7. 2. 2(日)	フェスティバル講演会(動画配信なし)	2 人

課題別市町村職員参加人数計 42 人
うち動画視聴 38 人

ウ 地域別研修

- ・埼葛地区人権教育推進協議会

(ア) 開催日時

令和6年7月9日(火) 14:20～15:30

(イ) 内容

- 出前講座講義「災害・防災と男女共同参画」
講師 With You さいたま男女共同参画専門員

(ウ) 参加人数 104 人 (うち市町村職員 49 人)

・児玉郡町議会議長会

(ア) 開催日時

令和 6 年 8 月 1 日 (木) 14:30～16:15

(イ) 内容

出前講座講義「災害・防災と男女共同参画」

講師 With You さいたま男女共同参画専門員

(ウ) 参加人数 43 人 (うち市町村職員 10 人)

エ 女性支援・DV被害者支援担当者研修

(ア) 基礎研修 全 3 日 参加人数 271 人

(イ) 実務研修 全 2 日 参加人数 97 人

(ウ) 応用研修 全 1 日 参加人数 74 人

(エ) 地区別専門研修 全 4 回 参加人数 88 人

(8) 性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業 [再掲]

ア 実施日時

動画配信 令和 6 年 8 月 1 日 (木) から令和 6 年 8 月 31 日 (土) まで

イ 内容

講演 「性的同意について考えよう」

講師 櫻井 裕子氏 (助産師、思春期保健相談士、思春期学会性教育認定講師
看護専門学校・助産専門学校非常勤講師)

ウ 参加人数 動画配信 482 人 (さいたま市配信)

(9) 共催・連携事業

・埼玉弁護士会との共催講座 (女性のための法律講座&相談会)

ア 開催日時

(ア) 令和 6 年 11 月 8 日 (金) 13:00～16:00

(イ) 令和 7 年 3 月 7 日 (金) 13:00～16:00

イ 内容

(ア) 講義「離婚について」

講師 総論 木村 綾菜氏 (弁護士)

実務 佐藤 有紗氏 (弁護士)

(イ) 第 1 部 講義「離婚一般について」

講師 池田 味佐氏 (弁護士)

第 2 部 分科会

「子に関すること」 講師 黒田 典子氏 (弁護士)

「財産分与について」 講師 角谷 史織氏 (弁護士)

「慰謝料について」 講師 佐藤 有紗氏 (弁護士)

ウ 参加人数 (ア) 会場参加者 26 人 ※動画配信なし

(イ) 会場参加者 16 人 ※動画配信なし

・小児医療センター共催講座

県民のための医療セミナー2024

「第35回記念セミナー てんかん教室 ～未来を見すえた小児てんかん医療を求めて～」

ア 開催日時 令和 6 年 11 月 9 日 (土) 13:00～16:45

イ 内容

- 講義(1)「わたしのてんかん、みんなのてんかん」
- 講義(2)「てんかんの診断から治療まで」
- 講義(3)「発作時の対応と家庭・集団生活での配慮」
- 講義(4)「こどものてんかんと発達障害 ～自分とつきあっていくこと～」
- 講義(5)「難治性てんかん、発達障害をもつてんかん児の薬剤選択」
- 講義(6)「成人移行の準備と留意点」

講師 埼玉県立小児医療センター 医師・看護師・臨床心理士等

ウ 参加人数 会場参加者 122 人 ※動画配信なし

・埼玉大学（ダイバーシティ推進センター）との連携プログラム

「ダイバーシティ社会を作る 埼玉大学・学生からのメッセージ」をテーマとした授業（講義等）及び学生による成果発表（With You さいたまフェスティバルで発表）

履修登録7人及び自主グループ

実施日時

ア 令和6年10月4日（金）16：20～17：50 3人

「男女共同参画基礎講座」（出前講座）

イ 令和7年2月1日（土）14：40～16：20

学生による成果発表（With You さいたまフェスティバルワークショップ）19人
（来場者を含む）

・目白大学（地域連携・研究推進センター）との連携プログラム

「ジェンダー平等 今、できること ー仲間と語ろう、仲間と考えようー」

ア 令和6年12月4日（水）13：30～16：00 3人

令和6年12月13日（金）13：30～16：00 3人

「男女共同参画基礎講座」（出前講座）

イ 令和6年12月24日（火）13：30～15：30 6人

学生同士のディスカッション

ウ 令和7年2月1日（土）、2月2日（日）

学生チーム「にじめじ」による展示 5人

5 自主活動・交流支援事業

（1）団体登録制度と活動支援

自主的な活動を行うボランティアや団体・グループに対する各種情報の提供など、これらの団体等が主体的に活動するための様々な支援を行うために、団体登録制度を設けている。（参考：埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領）

ア 登録件数 98団体 （令和7年3月末）

イ 登録団体への活動支援

（ア）情報提供

センターが主催する講演会などの案内や広報紙の送付

（イ）施設の優先予約

セミナー室等の貸出施設の予約について、4か月前から受付（一般利用の場合は利用日の3か月前から受付）。

（ウ）団体・グループ情報の発信

センターホームページ上で、団体情報や活動概要を発信する。

（エ）グループロッカーの貸出し

グループロッカーの貸出し（貸出団体数：11団体、ロッカー：18個）
（令和7年3月末）

(2) 活動発表コーナーの利用

3階・4階活動発表コーナーを展示形式による各団体等の活動発表の場として提供

利用実績 18件 延べ日数 342日

利用者	利用期間	利用内容
With You さいたま	4月13日～ 4月30日	若年層の性暴力予防月間パネル展 「知っていますか？デートDV」
With You さいたま	5月2日～ 5月30日	パネル 「表現とジェンダー」
農林水産省 関東農政局	6月10日～ 6月24日	パネル展 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝～農山漁村で生きる、農山漁村が活きる～」
With You さいたま	6月10日～ 6月30日	令和6年度男女共同参画週間パネル展
農林水産省 関東農政局	6月24日～ 7月8日	パネル展 「食べるって楽しい！食べるって大切！～食を考えよう～」
With You さいたま	7月8日～ 8月16日	パネル展 「スポーツと女性」
With You さいたま	8月24日～ 9月6日	女性たちの3.11～4コマまんが『パンジー劇場展』
農林水産省 関東農政局	8月1日～ 8月15日	パネル展 「関東の農業農村整備～水土里（みどり）を未来につなぐ～」
農林水産省 関東農政局	9月13日～ 9月30日	パネル展 「第29回全国棚田（千枚田）サミット in 上田」
農林水産省 関東農政局	10月1日～ 10月16日	パネル展 「わたしたちの食と農を支える統計調査～10月18日は「統計の日」
農林水産省 関東農政局	10月16日～ 10月31日	パネル展 「毎年10月は食品ロス削減月間です～様々な取組を知り、参加・実践してみよう～」
With You さいたま	11月1日～ 11月29日	DV防止フォーラム2024パネル展
With You さいたま	12月3日～ 12月26日	パネル展 「多様な性知っていますか？」
農林水産省 関東農政局	1月7日～ 1月20日	パネル展 「世界かんがい施設遺産 ～かんがいの歴史や先人たちの技術にふれる～」
農林水産省 関東農政局	1月20日～ 1月29日	パネル展 「農業遺産～関東農政局管内の農業遺産認定地域を紹介～」
農林水産省 関東農政局	2月10日～ 2月21日	パネル展 「2025 フラワーバレンタイン～花は自由なラブレター～」

環境部みどり自然課	2月14日～ 2月26日	写真展 第25回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール入賞作品展
With You さいたま	3月3日～ 3月25日	「国際女性の日」関連パネル展

(3) サポートスタッフ

県民のボランティア活動及び社会参加へのステップアップを支援するため、サポートスタッフ制度を設けている。（「埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領」参照）

- ・ 募集方法 随時募集
- ・ 19名（令和7年3月末）
- ・ 活動内容

講座、講演会等補助	受付、会場整理、会場案内、イベント補助等
情報ライブラリー図書の紹介等	情報ライブラリーの所蔵図書の書評を情報誌『Bookmark』に寄稿（年4回）
自主的な活動	センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に活動する。

(4) ワークショップ開催事業（With You さいたまフェスティバル）

ア 開催日時 令和7年2月1日（土）、2日（日）10:00～16:30

イ 内容 「第23回 With You さいたまフェスティバル
ーつながる ひろがる 未来をつくるー」

男女共同参画社会の実現に向けて県内で活動する41の団体が日頃の活動や研究の成果を発表した。

ウ 参加者数 962人 出展参加団体 41団体

舞台 5団体・ワークショップ 18団体・展示 26団体

(5) 女性リーダー育成講座修了生オンライン交流会

各回テーマを設定し、修了生同士の意見交換を行った。

回数	日程	参加人数
第1回	R6. 5. 20(月)	11人
第2回	R6. 6. 17(月)	6人
第3回	R6. 7. 16(火)	6人
第4回	R6. 8. 19(月)	2人
第5回	R6. 9. 17(火)	4人
第6回	R6. 10. 21(月)	3人
第7回	R6. 11. 18(月)	3人
第8回	R6. 12. 16(月)	4人
第9回	R7. 1. 20(月)	6人
第10回	R7. 2. 17(月)	5人
第11回	R7. 3. 17(月)	4人
リアル交流会	R7. 3. 8(土)	8人
計	12回	62人

(6) さいがい・つながりカフェの実施（共催）

ア 開催日時 令和6年4月から令和7年3月までの毎月第2、第4木曜日
11:00～15:00

イ 内容

「さいがい・つながりカフェ実行委員会」とともに、東日本大震災被災者（埼玉県への避難者）の交流会を毎月2回（8月、12月は1回）実施した。
（平成23年9月から継続実施）

ウ 参加者数 各回15人程度

(7) 講師の派遣（県政出前講座）

男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を図るため、県内市町村等からの申請に応じ、男女共同参画専門員や相談員等のセンター職員を研修・講座等の講師として派遣した。

ア 対象者

県・市町村職員、民生委員・児童委員、大学生、高校生、一般市民等

イ 令和6年度実績 計85件 延べ受講人数 計9,287人

（ア）男女共同参画基礎講座 26件 延べ1,019人（表(ア)）

（イ）災害・防災と男女共同参画 26件 延べ1,026人（表(イ)）

（ウ）知っていますか？デートDV 33件 延べ7,242人（表(ウ)）

表(ア)：男女共同参画基礎講座 実績

	実施日	申込者（主催団体）	対象者	人数	備考
1	6月3日(月)	目白大学（看護学部看護学科）	大学生	33人	
2	6月6日(木)	川口市神根公民館	一般成人	10人	
3	6月13日(木)	川口市神根公民館	一般成人	6人	
4	6月19日(水)	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科	大学生	21人	
5	6月26日(水)	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科	大学生	20人	
6	7月5日(金)	羽生市人権推進課	一般成人	47人	
7	7月11日(木)	羽生市人権推進課	一般成人	87人	
8	7月22日(月)	目白大学（看護学部看護学科）	大学生	39人	
9	8月9日(金)	埼玉県消防学校	県職員（消防士）	48人	
10	8月27日(火)	大東文化大学 （スポーツ・健康科学部看護学科）	大学生	39人	
11	9月2日(月)	日本保健医療大学 （保健医療学部看護学科）	大学生	68人	
12	9月28日(土)	埼玉県消防学校	県職員 （消防団員幹部）	151人	
13	10月2日(水)	寄居町人権推進課	中学生	30人	
14	10月14日(月)	大東文化大学 （スポーツ・健康科学部看護学科）	大学生	37人	
15	10月30日(水)	富士見市人権市民相談課	富士見市職員	37人	
16	11月1日(金)	熊谷高等技術専門校	専門学校生	65人	
17	11月18日(月)	目白大学（看護学部看護学科）	大学生	37人	
18	11月22日(金)	蕨市福祉子ども未来課	保育士	21人	
19	12月2日(月)	川越市男女共同参画課	一般成人	23人	
20	12月3日(火)	大東文化大学 （スポーツ・健康科学部看護学科）	大学生	37人	
21	12月9日(月)	吉川市教育委員会 生涯学習課	一般成人	45人	
22	1月22日(水)	坂戸市勤労女性センター	坂戸市職員	49人	

23	2月14日(金)	北本市人権推進課	北本市職員	20人	
24	2月18日(火)	小鹿野町総務課	小鹿野町職員、 町議会議員	29人	
25	3月7日(金)	生活協同組合パルシステム埼玉 組織運営部	一般成人	4人	
26	3月30日(日)	(一社) ガールスカウト埼玉県連盟	一般成人	16人	
				26件	1,019人

表(イ)：災害・防災と男女共同参画 実績

	実施日	申込者（主催団体）	対象者	人数	備考
1	5月1日(水)	さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア	一般成人	25人	
2	6月5日(水)	目白大学(看護学部看護学科)	大学生	33人	
3	6月25日(火)	上尾市男女共同参画推進センター	一般成人	25人	
4	6月27日(木)	川口市神根公民館	一般成人	8人	
5	7月4日(木)	川口市神根公民館	一般成人	7人	
6	7月9日(火)	埼玉葛地区人権教育推進協議会	埼玉葛地区 人権教育推進 協議会委員	104人	
7	7月24日(水)	白岡市生活経済部地域振興課	女性団体等	21人	
8	7月25日(木)	目白大学(看護学部看護学科)	大学生	39人	
9	7月30日(火)	坂戸・鶴ヶ島消防組合婦人防火クラブ	一般成人	17人	
10	8月1日(木)	児玉郡町議会議長会(神川町・上里町・美里町)	議員、首長、事務局職員	43人	
11	8月9日(金)	埼玉県消防学校	県職員(消防士)	48人	
12	8月28日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部看護学科)	大学生	39人	
13	9月2日(月)	日本保健医療大学(保健医療学部看護学科)	大学生	68人	
14	9月5日(木)	すぎと男女共同参画推進町民スタッフ	一般成人	18人	
15	10月2日(水)	毛呂山町総務課	一般成人 毛呂山町職員	44人	
16	10月3日(木)	春日部市教育委員会社会教育部社会教育課社会教育担当	高校生	136人	
17	10月15日(火)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部看護学科)	大学生	37人	
18	10月23日(水)	加須市人権男女共同参画課	一般成人	28人	
19	11月12日(火)	一般社団法人医療・福祉・環境経営支援機構	一般成人	13人	
20	11月17日(日)	寄居町人権推進課	一般成人	60人	
21	11月22日(金)	目白大学(看護学部看護学科)	大学生	37人	
22	11月28日(木)	深谷市福祉政策課	一般成人	55人	
23	12月4日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部看護学科)	大学生	37人	
24	12月7日(土)	上尾市男女共同参画推進センター	一般成人	25人	
25	2月6日(木)	戸田市協働推進課	戸田市職員	51人	

26	3月9日(日)	ドット・アール	一般成人	8人	
			26件	1,026人	

表(ウ)：知っていますか？デートDV 実績

	実施日	申込者（主催団体）	対象者	人数	備考
1	5月10日（金）	立教大学（コミュニティ福祉学部）	2～3年生	145人	
2	6月6日（木）	目白大学（看護学科）	大学生	33人	
3	6月10日（月）	埼玉県人権擁護委員連合会	人権擁護委員	18人	
4	7月11日（木）	宮代町立前原中学校	3年	55人	
5	7月17日（水）	川口東高等学校	1～3年生	810人	
6	7月17日（水）	狭山緑陽高等学校	1～4年生	502人	
7	7月24日（水）	目白大学（看護学科）	大学生	40人	
8	8月20日（火）	蓮田市教職員委員会（人権教育研修会）	小中学校 人権教育担当教諭	350人	
9	8月29日（木）	大東文化大学（看護学科）	大学生	40人	
10	9月3日（火）	日本保健医療大学（看護学科）	大学生	68人	
11	10月1日（火）	新座市立第六中学校	3年生	230人	
12	10月10日（木）	埼玉県人権擁護委員連合会	人権擁護委員	200人	
13	10月15日（火）	和光市立第三中学校	1年生	196人	
14	10月16日（水）	大東文化大学（看護学科）	大学生	38人	
15	10月28日（月）	岩槻商業高等学校	1～3年生	371人	
16	11月7日（木）	富士見市立富士見台中学校	3年生	190人	
17	11月11日（月）	和光国際高等学校	1年生	317人	
18	11月20日（水）	目白大学（看護学科）	大学生	40人	
19	11月28日（木）	日高市立高萩北中学校	2年生	123人	
20	12月5日（木）	大東文化大学（看護学科）	大学生	40人	
21	12月5日（木）	日高市立高麗川中学校	3年生	120人	
22	12月12日（木）	埼玉県立久喜高等学校	1～3年生	800人	
23	12月13日（金）	埼玉東萌短期大学	1年生	70人	
24	12月16日（月）	上尾高等学校定時制	1～4年生	64人	
25	12月18日（水）	日高市立高萩中学校	2年生	99人	
26	12月19日（木）	川越市立川越高等学校	1～3年生	815人	
27	2月5日（水）	所沢人権擁護委員会	人権擁護委員	39人	
28	2月10日（月）	川口市立青木中学校	1～3年生	790人	
29	2月12日（水）	朝霞地区保護司会研修部会	保護司	150人	
30	2月27日（木）	草加市立両新田中学校	2年生	175人	
31	2月28日（金）	日高市立武蔵台小中学校	3年生	40人	
32	3月4日（火）	富士見市立本郷中学校	3年生	132人	
33	3月10日（月）	富士見市立西中学校	3年生	142人	
			33件	7,242人	

（８）女性団体への活動拠点提供事業

ア 目的

県内各地の女性団体のネットワークの核となることが期待される女性団体に、男女共同参画推進センターの1室を活動の拠点として提供（使用許可）し、センターと事業

連携を行いながら、事業拡大を支援する。

イ 団体の概要

(ア) 合同会社 ままのえん

- ・ 代表 小林あゆみ
- ・ 活動理念

子育て中の女性が、眠ったスキル・能力＝資源を活かし明るくイキイキとした毎日を過ごせる社会を目指す。

(イ) 特定非営利活動法人 パープルネットさいたま

- ・ 代表 遠藤珠美
- ・ 活動理念

DV被害を受けた女性と子供が、避難後にも安心・安全に自分らしく暮らせるよう継続的自立支援や心のケアを行うことにより、女性、子供の人権の確立と男女共同参画社会の実現に寄与する。

6 調査・研究事業

令和6年度「男女共同参画社会に関する意識調査」

「男女共同参画社会」について今後の施策検討の参考にすることを目的に、主催した4講座に会場で参加した方を対象に意識調査を行い、結果を取りまとめた。

7 その他

ア 配偶者暴力相談支援センター連絡会議

県内配偶者暴力相談支援センターの意見交換、情報共有を図るため、全2回開催。
参加人数 81人

イ 女性相談支援員連絡会議

県内関係機関に所属する女性相談支援員の意見交換、情報共有を図るため、全2回開催。
参加人数 88人

令和6年度 With You さいたま イベントカレンダー

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
男女共同参画推進センター事業	情報収集・提供事業	○情報ライブラリーの運営 ○企画展示 ○パネル貸出		情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.60」6月発行	広報紙7月号発行 「With You さいたまvol.74」		第1回利用者懇談会 9/5(木)		広報紙11月号発行 「With You さいたまvol.75」	情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.62」12月発行			広報紙3月号発行 「With You さいたまvol.76」 第2回利用者懇談会 3/3(木) 情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.63」3月発行
							情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.61」9月発行						
	相談事業	○相談事業 (電話、面接、インターネット)	グループ相談会 5/19(日)		グループ相談会 9/8(日)	性暴力防止セミナー オンライン配信 8/1(木)～8/31(土)	女性相談支援員 連絡会議①	埼玉弁護士会共催 11/8(金)	DV防止フォーラム 11/24(日)		グループ相談会 1/19(日)	女性相談支援員 連絡会議②	埼玉弁護士会共催 3/7(金)
		○男性のための電話相談 毎月第1、3日曜日 ○カウンセリング 毎月4日曜日 ○女性のための法律相談 毎月第2木曜日、第4火曜日			○デートDV防止講座 7月～12月の間 高校 5校								
								困難女性支援事業 セミナー&グループ相談会 6回 (9/23(月)、10/25(金)、11/2(土)、1/18(土)、2/23(日))					
								メタバース相談事業(個別相談&交流会) 10月～3月隔月で実施					
	主催事業	市町村担当職員 初任者研修 4/26(金)		男女共同参画週間講演会 6/30(日)		女性リーダー応援講座① 8/25(日)	女性リーダー応援講座② 9/14(土)	男性によるトークセッション 10/5(土)	女性支援・DV被害者支援地区別専門研修 女性リーダー応援講座④ 11/10(日)	女性リーダー応援講座⑤ 12/21(土)	女性リーダー応援講座⑥ 1/18(土)	With You さいたま フェスティバル講演会 2/2(日)	
		女性支援・DV被害者 支援担当者基礎研修①	女性支援・DV被害者 支援担当者基礎研修②③	女性支援・DV被害者 支援担当者実務研修①②	市町村地域研修① 7/9(日)	市町村地域研修② 8/1(木)		ジェンダー主流化 トップセミナー 10/21(月)	ジェンダー主流化 実務者向けセミナー 11/28(木)				
	共催事業							埼玉県大学 (ダイバーシティ推進センター)との共催事業 10/4～2/2	女性支援・DV被害者 支援担当者応用研修	小児医療センター共催講座 11/9(土)			
										目白大学・同短期大学部との共催事業 (地域連携・研究推進センター) 12/4～2/2			
	交流支援事業			サポートスタッフ会議 6/7(金)								With You さいたま フェスティバル 2/1(土)・2/2(日)	女性リーダー応援講座修了生リアル交流会 3/8(土)
													女性リーダー育成講座修了生オンライン交流会(毎月第3日曜日)

例 規 集

- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター条例
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱
- ・ 「男女共同参画パネル」等の貸出要領
- ・ 男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

埼玉県男女共同参画推進センター条例

平成13年12月28日

条例第79号

改正	平成14年12月24日	条例第74号
	平成15年7月15日	条例第69号
	平成17年3月29日	条例第16号
	平成23年3月18日	条例第13号
	平成26年3月27日	条例第2号
	平成31年3月19日	条例第2号
	令和5年12月26日	条例第37号

埼玉県男女共同参画推進センター条例をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター条例

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するため、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

- 1 埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年埼玉県条例第12号）第11条の総合的な拠点施設
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第9条第1項の女性相談支援センター
- 3 困難女性支援法第12条第1項の女性自立支援施設
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項の配偶者暴力相談支援センター

3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。

- 1 本所にあつては、さいたま市中央区新都心2番地2
- 2 支所にあつては、さいたま市

(業務)

第2条 本所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関する県民の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- (6) 困難女性支援法第9条第3項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。
- (7) 配偶者暴力防止法第3条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。次項第4号において同じ。）に掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。
- (8) セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、準備室及び情報ライブラリー並びに附属設備の

利用に関すること。

(9) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 支所は、次に掲げる業務を行う。

(1) 困難女性支援法第9条第3項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

(2) 困難女性支援法第9条第3項第2号に掲げる業務に関すること。

(3) 困難女性支援法第12条第1項の自立支援に関すること。

(4) 配偶者暴力防止法第3条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

(5) 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる業務に関すること。

(6) 配偶者暴力防止法第5条の被害者の保護に関すること。

第2章 本所

(休館日)

第3条 本所の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 知事は、本所の管理上必要があるときは、臨時に本所の休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 本所を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(1) 月曜日から土曜日まで（次号に規定する休日を除く。） 午前9時30分から午後9時まで

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 午前9時30分から午後5時30分（セミナー室、視聴覚セミナー室、和室及び準備室（以下「セミナー室等」という。）にあっては、午後5時）まで

(利用の許可)

第5条 セミナー室等又は附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 本所の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他本所の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用期間)

第6条 セミナー室等を引き続いて利用することができる期間は、5日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第8条 知事は、本所の利用者の遵守事項を定め、及び本所の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は本所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 第13条の規定に違反したとき。

(4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るセミナー室等又は附属設備を原状に復ししなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 本所の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に本所の施設若しくは設備を損傷し、又は本所の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第12条 知事は、本所内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、本所からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第13条 セミナー室等又は附属設備の利用権利者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 本所の管理上特に必要があるため、知事が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、セミナー室等又は附属設備を利用することができないとき。

第3章 支所

(入所の承認)

第16条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第2条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第1条第2項の被害者（配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者

(2) 常時の介護を必要とする者

(3) 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

(入所期間及び入所定員)

第17条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区 分	入 所 期 間	入 所 定 員
一時保護のための施設	2週間以内（ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね4週間の範囲内で延長することができる。）	20人
自立支援のための施設	1年以内	

(退所)

第18条 支所に入所した者（以下この条において「入所者」という。）は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退所しなければならない。

- (1) 自立して生活することが可能となったとき。
- (2) おおむね3月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。
- (3) 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができることとなったとき。

2 入所者が無断で3日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。

3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

(準用)

第19条 第11条及び第12条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月21日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第74号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月15日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第16号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条から第15条までの規定は、施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月18日条例第13号）

この条例は、平成23年6月1日から施行する。ただし、別表第1号の表の改正規定中セミナー室5の項を削る部分は、同年7月15日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- (埼玉県婦人相談センター条例の廃止)
- 2 埼玉県婦人相談センター条例(昭和61年埼玉県条例第11号)は、廃止する。
- (埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例(以下「廃止前の条例」という。)による埼玉県婦人相談センターの入所の承認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第1項の規定による承認を受けたものとみなして、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。
- 4 知事がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした廃止前の条例第4条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第1条第3項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。

別表(第13条関係)

- 1 セミナー室等

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室1	3,300	5,280	3,960
セミナー室2	3,300	5,280	3,960
セミナー室3	1,650	2,640	1,980
セミナー室4	1,650	2,640	1,980
視聴覚セミナー室	5,940	9,350	7,040
和室	2,860	4,510	3,410
準備室1	880	1,430	1,100
準備室2	880	1,430	1,100

備考 午前とは午前9時30分から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。

- 2 附属設備

規則で定める額

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

平成14年3月29日

規則第60号

改正	平成17年	3月29日	規則第27号
	平成20年	8月29日	規則第78号
	平成21年	3月31日	規則第63号
	平成26年	3月27日	規則第19号
	平成31年	1月4日	規則第1号
	平成31年	3月22日	規則第24号
	令和5年	12月26日	規則第65号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年規則27号・令和5年65号〕

第2章 本所

追加〔令和5年規則65号〕

(利用等の許可手続)

第2条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用を開始しようとする日前3月以内に様式第1号の利用申請書をセンターの長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項に規定する期間の開始する日前に利用申請書を提出することができる。

3 条例第5条第1項の規定による利用又は変更の許可は、様式第2号の許可書を交付して行うものとする。

4 附属設備のうちグループロッカーの利用の許可の手続については、前3項の規定にかかわらず、所長が定めるところによる。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(特別の設備等の承認)

第3条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、所長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(附属設備の使用料)

第4条 条例別表第2号の規則で定める額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成17年規則27号〕

（使用料の納期限）

第5条 条例第13条の使用料の納期限は、所長が定める。

一部改正〔平成17年規則27号〕

（使用料の減免手続）

第6条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号の使用料減額（免除）申請書を所長に提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則27号〕

第3章 支所

追加〔令和5年規則65号〕

（入所手続）

第7条 条例第16条第1項の規定による入所の承認を受けようとする者は、様式第4号の入所申込書を所長に提出しなければならない。

2 条例第16条第1項の規定による入所の承認又は不承認は、様式第5号の通知書を交付して行うものとする。

追加〔令和5年規則65号〕

（退所手続）

第8条 支所に入所した者は、退所するときは、所長に様式第6号の退所届を提出するものとする。

追加〔令和5年規則65号〕

第4章 雑則

追加〔令和5年規則65号〕

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

一部改正〔平成17年規則27号・令和5年65号〕

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 （略）

2 （前略）第120条（中略）の規定 平成21年4月1日

附 則（平成21年3月31日規則第63号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第19号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 4 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請に係る利用で当該利用が平成 31 年 4 月 1 日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成 31 年 4 月 1 日前のものに係る使用料及び施行日前の申請に係る利用で当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日規則第 24 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 12 月 26 日規則第 65 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（埼玉県婦人相談センター管理規則の廃止）
- 2 埼玉県婦人相談センター管理規則（昭和 61 年埼玉県規則第 15 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則による改正前の埼玉県男女共同参画推進センター管理規則に定める様式及び前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第 4 条関係）

附属設備の名称	単位	使用料の額（円） （1 回につき）	備考
マイクセット	1 式	810	
プロジェクターワゴン	同	730	スクリーンを含む。
パーソナルコンピュータ	1 台	310	
グループロッカー	1 個	200	

注 この表による使用料は、条例別表第 1 号備考に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの利用をそれぞれ 1 回として計算する。ただし、グループロッカーにあつては、1 月間の利用を 1 回として計算する。

埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「センター」という。）を利用する者を対象として、次のとおり保育を実施する。

（目的）

第1 利用者の各種活動の支援と施設利用の促進を図るため、保育を実施する。

（実施方法）

第2 保育は、特定の日時を定めて行うこととし、原則として4日前までの予約制とする。

（利用者）

第3 保育の利用者はセンターが主催又は共催する事業等に参加する者とする。

（実施場所）

第4 保育は、原則として保育室で行う。

（保育者）

第5 保育は、原則としてセンターが専門業者に委託するものとする。

（保育対象児）

第6 保育の対象は、原則として、生後6か月から小学校3年生までとする。ただし、発熱など身体が不調の場合には、保育できないことがある。

保育定員は、20人程度までとする。

（保育料等）

第7 保育の利用者におやつ代等の実費相当額として1回の利用で対象児1人につき 300円（税込み）の負担を求めるものとする。

（その他）

第8 事故が発生した場合に備えて、センターの負担により傷害保険に加入するものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から適用する。

埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の事業運営について意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効な利用を図るため、埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、会議において次の事項について意見等を述べることができる。

(1) センターの事業運営に関すること

(2) センターの利用全般に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織するものとする。

(構成と任期)

第4条 懇談会の委員は、センターを利用する団体・グループ等の代表者、関係行政機関の職員、民間有識者等及び公募による応募者からセンター所長が選任する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。ただし、公募による委員は再任できない。

(委員長等)

第5条 懇談会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は懇談会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、センター事業担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１１月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

「男女共同参画パネル」等の貸出要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「With You さいたま」という。）所有の展示パネルを貸出にあたっての貸出手続き等については以下のとおり定める。

1 パネルの種類

- (1) 「男女共同参画パネル」
- (2) 「ドメスティック・バイオレンス」
- (3) 「男女共同参画社会基本法」
- (4) 「埼玉県男女共同参画推進条例」
- (5) 「お母さんが語る『女子差別撤廃条約』」
- (6) 「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」
- (7) 「統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま」
- (8) 「日本女性はどのように生きてきた？」
- (9) 「障害と女性」
- (10) 「つ・ぶ・や・き」
- (11) 「災害と男女共同参画」
- (12) 「南極 DAYS ―日本人初の女性越冬体験記―」
- (13) 「知っていますか？デートDV」
- (14) 「男性を取り巻く環境」
- (15) 「荻野吟子の生涯」
- (16) 「デートDV防止啓発ポスター」
- (17) 「スポーツと女性」
- (18) 「“わたし”の防災対策」
- (19) 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」
- (20) 「わたしたちの声をもっと社会へ」
- (21) 「Women 現代の吟子たちに聞く」
- (22) 「セクシュアルハラスメントのない社会へ」
- (23) 「わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない」
- (24) 「多様な性知っていますか？」

2 貸出対象

埼玉県、県内市町村、県内の女性関連施設及び男女共同参画社会の推進に向け活動している団体など。

3 貸出目的

男女共同参画社会の推進に向けた啓発事業などに利用する事を目的とする。

4 貸出期間

搬出入に必要な期間も含み2週間以内とする。特に必要があると認められる場合は4週間まで延長できるものとする。利用希望が多い期間（男女共同参画週間）は、With You さいたまにおいて調整する。

5 貸出料金

男女共同参画社会の実現に向けた普及、啓発に資するものであるため、貸出料金は無料

とする。

6 申請書などの提出について

- ① 利用を希望する場合は、あらかじめ電話などで利用状況を確認し、申請書（様式第1号）を提出する。
- ② 申請書が提出され、貸出を認める場合は With You さいたまから貸出決定通知を送付する。
- ③ 申請書中の「利用目的」欄には、パネル展示の目的、主な対象者を記入し、イベントのチラシがある場合は一緒に添付すること。
- ④ 申請書中の「搬出入方法」欄には、パネルを直接 With You さいたまに取りに来るか、宅配便または、郵送による配送にするかを記入すること。

7 予約期間：利用月の3ヶ月前から予約開始

8 注意事項

- ① 搬出入に必要な経費（送料）などは、利用する団体が負担するものとする。
- ② 貸出中にパネル、額を汚損した場合（搬送中を含む）は、その回復に要した実費を利用者側が負担すること。

附則

この要領は、平成22年 7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「With You さいたま」という。）が所有している男女共同参画パネル（以下「パネル」という。）のデータ利用の要望に応えるため、著作権上支障がないパネルをデータ化したもの（以下「パネルデータ」という。）をホームページ上で提供し、パネルの利便性の向上と男女共同参画の幅広い啓発活動を行う。

2 対象

提供するパネルデータは、以下のものとする。

- (1) 男女共同参画パネル
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) 統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま
- (4) 障害と女性
- (5) つ・ぶ・や・き
- (6) 災害と男女共同参画
- (7) 知っていますか？デートDV
- (8) 男性を取り巻く環境
- (9) “わたしの” 防災対策
- (10) 考えよう！私たちの働き方・暮らし方
- (11) Women 現代の吟子たちに聞く
- (12) セクシュアルハラスメントのない社会へ
- (13) わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない
- (14) 多様な性知っていますか？

3 著作権

パネルデータの著作権は、With You さいたまに帰属する。

4 提供方法

パネルデータは、With You さいたまのホームページから PDF ファイル形式でダウンロードできるように掲載する。

5 利用

- (1) パネルデータは、その趣旨に反しない範囲で誰でも利用することができる。
- (2) パネルデータは、加工、変更することはできない。
- (3) パネルデータは、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、With You さいたまの承諾を得ずに転載及び引用はできない。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、令和２年２月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年１１月１０日から施行する。

附則

この要領は、令和３年９月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県男女共同参画推進センターを利用しようとする男女共同参画の推進に資するグループ・団体(以下「団体」という。)の活動を支援するための団体登録事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録をする団体は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 活動の目的に男女共同参画の推進が含まれていること。
- (2) 構成員が5名以上で、構成員名簿があること。
- (3) 将来にわたって活動が継続して行われるものと認められるものであること。
- (4) 活動の拠点が埼玉県内にあること。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をしようとする団体は、様式第1号の登録申請書を埼玉県男女共同参画推進センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

申請の受付は随時行うものとする。

(登録の承認)

第4条 前条の申請があった場合、所長は速やかに内容を審査し、第2条に定める基準を満たしていると認めるときは、これを承認し、様式第2号の登録承認書を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 代表者の変更等登録申請した内容に変更が生じた場合には、様式第3号の登録内容変更届を所長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 登録の廃止をしようとする団体は、様式第4号の登録廃止届を所長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 登録を承認した団体が第2条の基準を満たしていないことが判明した場合、又は埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。)第5条第2項により施設の利用を許可されない場合、条例第9条の利用の停止及び取消しが行われた場合、及び条例第12条の立ち入りの禁止等を命じられた場合は、所長は登録を取り消すことができる。

2 登録を承認した団体に一定期間連絡が取れない場合は、所長は登録を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月20日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、男女共同参画社会の実現に必要な社会参加やセンター事業への県民参加を図るため、サポートスタッフ制度を設ける。

2 サポートスタッフ及びセンターの役割

（１）サポートスタッフの役割

① センター事業への協力

サポートスタッフは、センターが依頼した事業の内、希望により事業に参加・協力する。

② 自主的な活動

サポートスタッフ又はサポートスタッフの自主グループ（以下、「自主グループ」という）は、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に活動する。

（２）センターの役割

① センター事業への協力依頼

センターは、サポートスタッフの活動として適切な事業について参加・協力を依頼する。

② 自主的な活動への支援

センターは、サポートスタッフ又は自主グループが行う活動について、セミナー室の利用に便宜を図るなど、必要な支援を行うよう努める。

3 サポートスタッフが参加・協力するセンター事業

- ① 50名以上出席が予定されている県民向けの講座
- ② With You さいたまフェスティバル
- ③ 情報ライブラリー通信への寄稿
- ④ その他、サポートスタッフが参加・協力することに適する事業

4 活動方法

（１）サポートスタッフが参加・協力するセンター事業の内容

- ① センターの依頼に基づき、講座等のイベント時に、受付や会場整理、案内等の運営補助を行う。
- ② センターの依頼にもとづき、情報ライブラリー通信の作成のため寄稿等を行う。

（２）自主的な活動

サポートスタッフ又は自主グループは、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に自由に活動することができる。ただし、「埼玉県男女共同参画推進センターのサポートスタッフ」として対外的に活動等を発表する場合などには、その内容等についてセンターの承認を得なければならない。

5 サポートスタッフ登録手続及び解除

（１）登録手続

サポートスタッフの登録を希望する者は、サポートスタッフ登録申請書（様式第1号）を提出し承認を得なければならない。

（２）登録の解除等

- ① サポートスタッフは、サポートスタッフ登録解除申請書（様式第2号）を提出し、いつでも登録を解除することができる。
- ② センター所長は、以下の場合には職権により登録を解除することができる。
 - ア センターが招集するサポートスタッフ会議の出席、センター事業への参加・協力などにおいて、一定期間（2年間程度）活動の実績が認められない場合。
 - イ サポートスタッフとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合。

6 費用弁償

（1）サポートスタッフ会議（センターが主催）

センター所長が出席を依頼（センターが主催）したサポートスタッフ会議に出席した場合、1回当たりクオカード（500円）を支給する。

（2）センター事業への出席

センターの依頼にもとづきセンターに来所し、事業への参加・協力を行った場合、1日当たりクオカード（500円）を支給する。

（3）自主的な活動

自主的な活動のため、打ち合わせや作業等を行った場合には費用弁償を行わない。

7 センターの担当

（1）事業担当

- ① サポートスタッフの参加・協力を依頼する事業を選定し、サポートスタッフの希望に基づき、人員等を調整する。
- ② 自主的な活動の技術的な支援を行う。
- ③ サポートスタッフの登録、費用弁償（クオカード）の支給等を行う。

（2）相談担当

サポートスタッフの参加・協力を依頼する事業がある場合は、事業担当にサポートスタッフへの連絡を依頼し、サポートスタッフの希望に基づき人員等を調整する。

（3）管理担当

情報ライブラリー通信の作成への協力を依頼及び必要な調整を行う。

附 則

この要項は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和6年4月1日から適用する。

With You さいたま

埼玉県男女共同参画推進センター

Saitama Prefectural Center for Promotion of Gender Equality

電話 048-601-3111 (代表)
048-600-3800 (さまざまな悩み相談専用電話)
048-600-3700 (DVに関する相談専用電話)
FAX 048-600-3802
ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>
所在地 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
アクセス JRさいたま新都心駅から徒歩5分・北与野駅から徒歩6分



令和7年度 事業概要

埼玉県男女共同参画推進センター
～ With You さいたま ～



埼玉県マスコット「コバトン」